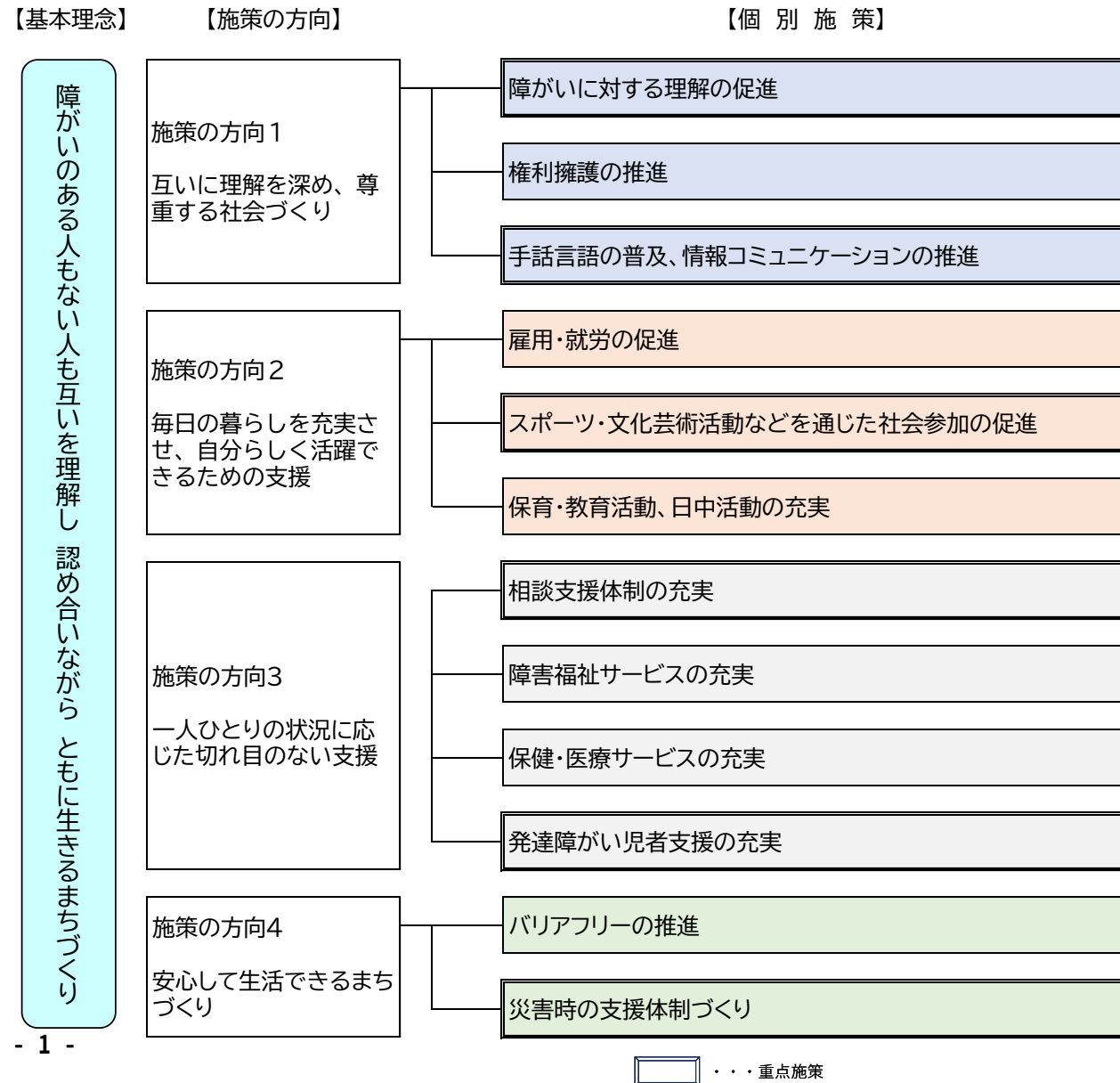
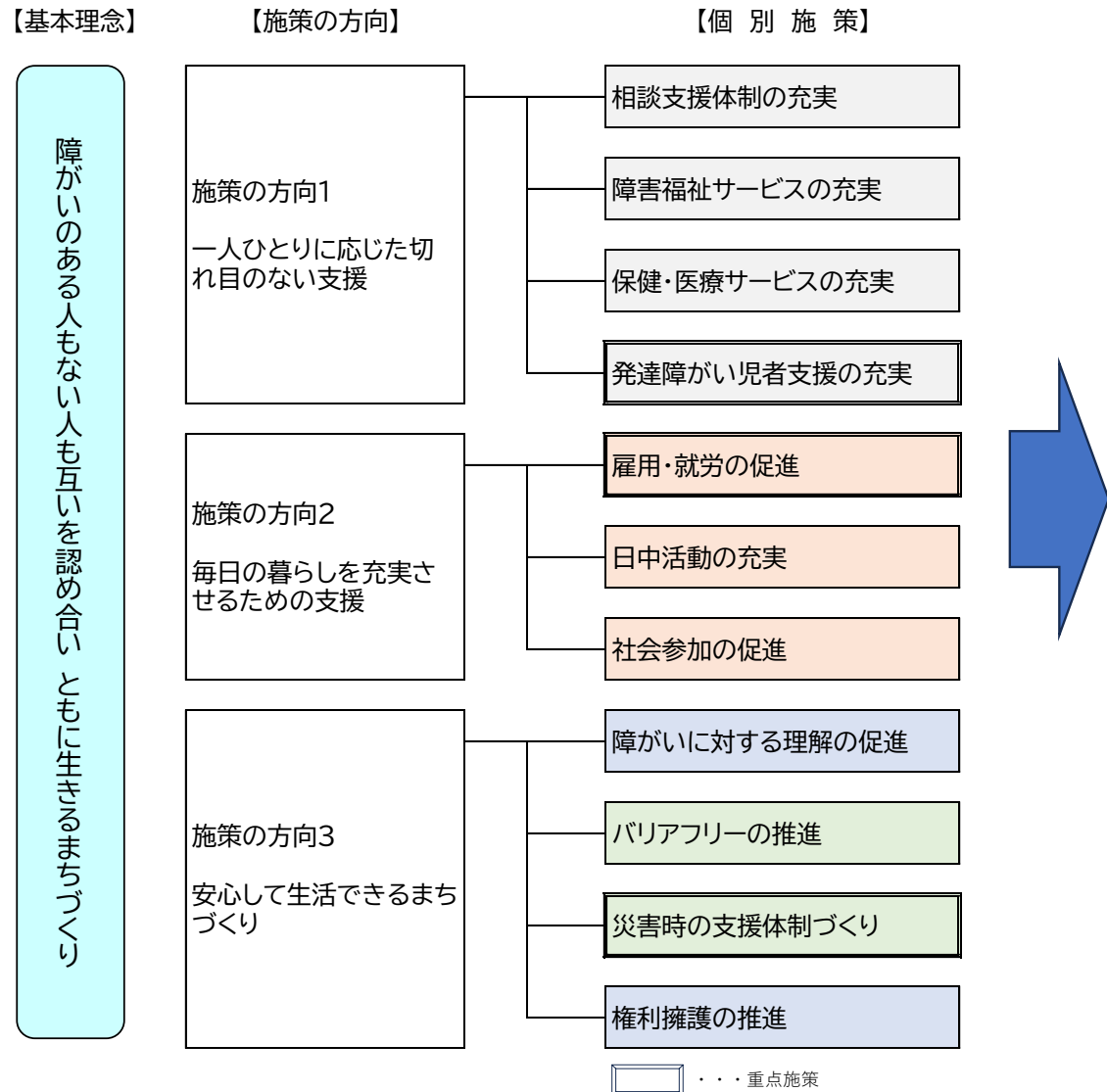


第4次 ➤ 第5次 取組対照表

資料1-3



第4次基本計画に掲載の関連取組(計画期間:令和3年度～8年度)						方向性	第5次基本計画に掲載の関連取組(計画期間:令和9～14年度)				
施策の方向	個別施策	施策	施策通しNo.	計画	令和8年度の実施内容（予定）		施策の方向	個別施策	施策	施策通しNo.	計画
3 安心して生活できるまちづくり	1 障がいに対する理解の促進	① 障がい等の理解の促進	70	・市の広報紙やホームページをはじめ、障がい福祉団体や障害福祉サービス事業所の機関紙等による広報啓発活動を継続し、障がいや障がい者に対する市民の理解を促進する。 ・視覚障がい者誘導ブロックや障がい者用駐車スペース、障がい者用のマーク等の周知を図り、障がいや障がい者への必要な配慮についての理解を促進する。 ・国や県などの啓発パンフレットを活用し、障がいや障がい者への理解を促進する。 ・日常における必要な支援等をお願いするときに使用するヘルプマーク、ヘルプカードの普及を図る。	・左に同じ	継続	1 互いに理解を深め、尊重する社会づくり	1 障がいに対する理解の促進	① 障がい等への理解（心のバリアフリー）の促進	1	・市の広報紙やホームページをはじめ、障がい福祉団体や障害福祉サービス事業所の機関紙等による広報啓発活動を継続し、障がいや障がい者に対する市民の理解を促進する。 ・視覚障がい者誘導ブロックや障がい者用駐車スペース、障がい者用のマーク等の周知を図り、障がいや障がい者への必要な配慮についての理解を促進する。 ・国や県などの啓発パンフレットを活用し、障がいや障がい者への理解を促進する。 ・日常における必要な支援等をお願いするときに使用するヘルプマーク、ヘルプカードの普及を図る。
			71	・精神障がいについての正しい知識の普及や精神障がい者に対する理解を深めるための講演会を年1回開催する。	・左に同じ	継続				2	精神障がいについての正しい知識の普及や精神障がい者に対する理解を深めるための講演会を年1回開催する。
		② 障害福祉施設と地域住民との交流促進	72	・障害福祉サービス事業所が行う地域住民との交流事業について、広く市民に周知啓発する。	・左に同じ	継続			② 障害福祉施設と地域住民との交流促進	3	・利用者と地域との関係づくり、地域住民への施設等や利用者に関する理解促進を目的とした地域連携推進会議が、指定する市内すべての障害者支援施設及び共同生活援助事業所において年1回以上開催されるよう、運営指導等を通じて定期的に指導を行う。 ・市が指定権者及び支給決定権者として、地域連携推進会議へ参画する際に、必要な助言等を行う。
		③ 福祉教育の推進	73	・互いの個性を尊重しあいながら学んでいくインクルーシブ教育の考え方を取り入れ、学校生活を支援する。 ・特別支援学級と通常学級、特別支援学校と小中学校の交流を推進し、児童生徒の障がいに対する理解を促進する。 ・特別支援学校の教育相談を積極的に活用する。 (県の交流及び共同学習の事業に対して、令和7年度も継続して清水中学校美術部が清水特別支援学校と年間を通して交流する予定。)	・互いの個性を尊重し合いながら学んでいくインクルーシブ教育の考え方を取り入れ、学校生活を支援する。 ・特別支援学級と通常学級、特別支援学校と小中学校の交流を推進し、児童生徒の障がいに対する理解を促進する。 ・特別支援教育センターや特別支援学校の教育相談を活用し、医療・福祉関係機関と連携等を進めることで、外部資源を生かした支援体制の強化を図る。 ※R8年度は国から指定を受けて、県のインクルーシブ推進事業が3年目を迎えるため、県内小中学校で10名の特別支援学校の児童生徒が居住地校交流を行い、検証予定（福井市は5～6名）	継続			③ 福祉教育の推進	4	・互いの個性を尊重しながら共に学ぶインクルーシブ教育の考え方を取り入れ、学校生活を支援する。 ・特別支援学校の児童生徒との交流・共同学習や居住地校交流の積極的に行う。 ・特別支援学級と通常学級、特別支援学校と小中学校との交流を推進し、児童生徒の障がい理解を促進する。 ・特別支援教育センターおよび特別支援学校の教育相談を積極的に活用する。 ・医療・福祉関係機関との連携を強化し、外部機関の活用に関する情報提供・周知を進める。
			74	・小さい頃から障がいへの正しい知識と認識を深めるため、通常学級の児童生徒に対し、交流学習と併せて道徳や総合的な学習において障がいや障がい者に対する理解を促進する心のバリアフリー教室を実施する。 実施予定：毎年5校 内 容：当事者講話、疑似体験、障がい者スポーツ体験 講 師：車いす使用者、視覚障がい者、聴覚障がい者（各1名）	・左記に同じ	継続				5	・障がいへの正しい知識と認識を深めるため、児童に対し、道徳や総合的な学習において障がいや障がい者に対する理解を促進する心のバリアフリー教室を実施する。 実施予定：毎年5校 内 容：当事者講話、疑似体験、障がい者スポーツ体験 講 師：車いす使用者、視覚障がい者、聴覚障がい者（各1名）
	4 権利擁護の推進	① 権利擁護に関する理解促進	103	・引き続き福井市社会福祉協議会に嶺北成年後見センターを委託し、広報、相談、辞任候補者調整、後見人支援を行う。 ・市民後見人養成講座を開催し、市民後見人の育成を行う。	・左記に同じ	継続		3 権利擁護の推進	① 権利擁護に関する理解促進	6	・福井市社会福祉協議会に嶺北成年後見センターを委託し、広報、相談、辞任候補者調整、後見人支援を行う。 ・市民後見人養成講座を開催し、市民後見人の育成を行う。
		⑦ 市事務事業における合理的配慮の提供	109	・障がい者の日常生活や社会生活を制限しているソフト・ハードの両面にわたる社会的障壁の除去について、障害者差別解消法に基づき、必要かつ合理的配慮がなされるよう、市における事務や事業の実施に努める。	・市民に対し、障がいを理由とする差別の解消のための啓発を実施。 ・障がいを理由とする差別を受けた事案の収集と対応を行う。 ・「福井市障がい者差別解消支援地域協議会」で、課題や情報の共有、差別解消に向けた取組や効果的な周知方法などを協議する。	継続				7	・市民に対し、障がいを理由とする差別の解消のための啓発を実施する。 ・障がいを理由とする差別を受けた事案の収集と対応を行う。 ・「福井市障がい者差別解消支援地域協議会」で、課題や情報の共有、差別解消に向けた取組や効果的な周知方法などを協議する。
		② 成年後見制度の利用支援	104	・知的や精神に障がいのある人のうち、判断能力を十分に発揮する状況にない人が不利益を被らないよう成年後見制度の利用に要する費用の全部又は一部を補助する。	・左記に同じ	継続			② 成年後見制度の利用支援	8	・知的や精神に障がいのある人のうち、判断能力を十分に発揮する状況にない人が不利益を被らないよう成年後見制度の利用に要する費用の全部又は一部を補助する。
		③ 市民後見の推進	105	・引き続き福井市社会福祉協議会にふくい嶺北成年後見センターを委託し、広報、相談、受任候補者調整、後見人支援を行う。 ・市民後見人となるための、市民後見人養成講座を開催する。 ・市民後見人養成講座受講修了者に対してフォローアップ講座を開催する。	・引き続き福井市社会福祉協議会にふくい嶺北成年後見センターを委託し、広報、相談、受任候補者調整、後見人支援を行う。 ・市民後見人・専門職後見人と支援関係者との連携を深化・強化を目的に『つなぐ・つながる研修会』を開催する。 ・市民後見人養成講座受講修了者に対してフォローアップ講座を開催する。	継続			③ 市民後見の推進	9	・市民後見人になるための市民後見人養成講座を開催する。 ・後見人になる上で「意思決定支援」等の後見人に必要な視点を身につけられるよう、市民後見人養成講座受講修了者に対してフォローアップ講座を開催する。 ・「後見人のつどい」を開催し、専門職・市民・法人・親族等の後見業務を行う方々が集まり、経験や知恵を共有することで、後見人が一人で課題を抱え込まないよう支援する。
		④ 日常生活自立支援事業	106	・判断能力が不十分な障がい者に対し、福祉サービス利用援助や日常的金銭管理等を行う日常生活自立支援事業（事業主体：社会福祉協議会）を案内し、障がい者の権利擁護を推進する。	・左記に同じ	継続			④ 日常生活自立支援事業	10	・判断能力が不十分な障がい者に対し、福祉サービス利用援助や日常的金銭管理等を行う日常生活自立支援事業（事業主体：社会福祉協議会）を案内し、障がい者の権利擁護を推進する。
		⑤ 虐待の防止	107	・障がい者虐待防止ネットワークの代表者会議及び担当者会議を開催する。（各1回） ・市民向けに虐待防止及び権利擁護の講演会を開催する。（1回） ・市政広報に、障がい者虐待防止センター（障がい者虐待の未然防止・早期発見、相談窓口）を掲載し、市民に周知する。 ・市が作成した障がい者虐待対応の手引きについて、ホームページに掲載し、市民に周知する。 ・福井市障がい者虐待防止センター職員による当事者向けセミナーを開催する。（事業所向け研修 年3回以上）	・左記に同じ	継続			⑤ 虐待の防止	11	・障がい者虐待防止ネットワークの代表者会議及び担当者会議を開催する。（各1回） ・市民向けに虐待防止及び権利擁護の講演会を開催する。（1回） ・市政広報に、障がい者虐待防止センター（障がい者虐待の未然防止・早期発見、相談窓口）を掲載し、市民に周知する。 ・福井市障がい者虐待防止センターにおいて、障がい福祉サービス事業所等に対し、虐待防止への理解促進に向けた周知啓発を行う。

- 2 -

第4次基本計画に掲載の関連取組（計画期間：令和3年度～8年度）						方向性	第5次基本計画に掲載の関連取組（計画期間：令和9～14年度）				
施策の方向	個別施策	施策	施策通しNo.	計画	令和8年度の実施内容（予定）		施策の方向	個別施策	施策	施策通しNo.	計画
		⑥ 消費者トラブルなどの被害防止	108	・消費者教室出前講座を実施する。 ・劇団「王様」による寸劇公演を実施する。	・左記に同じ	継続			⑥ 消費者トラブルなどの被害防止	12	・高齢者や障がい者をはじめ、市民が悪質な事業者の勧誘や詐欺による消費者被害に遭わないよう、公民館や地域の集会場へ出向き、注意喚起・啓発を行う。
		④ 行政窓口における障がいへの配慮	75	・行政サービスにおいて障がい者への適切な配慮や支援ができるよう、市職員に対し障がい理解を深めるための研修等に取り組む。	・所属長研修の実施 ・全職員を対象とした、障害者差別解消法に基づく合理的配慮の提供についての研修の実施 ・常時職員が参照できるオンラインの庁内掲示板を通して「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領」の周知	継続			⑦ 市事務事業における合理的配慮の提供	13	・障がい者の日常生活や社会生活を制限しているソフト・ハードの両面にわたる社会的障壁の除去について、障害者差別解消法に基づき、必要かつ合理的配慮がなされるよう、市における事務や事業の実施に努める。 ・行政サービスにおいて障がい者への適切な配慮や支援ができるよう、市職員に対し障がい理解を深めるための研修等に取り組む。
						新規			⑧ 民間事業者における合理的配慮の推進	14	・市内の民間事業者に対して、障害者差別解消法に基づき、その事業活動において必要かつ合理的配慮がなされるよう、啓発を行う。
＜3＞ 安心して生活できるまちづくり	2 バリアフリーの推進	⑥ 情報バリアフリーの推進	87	・市の広報紙について、紙面の文字や色彩などに配慮し、障がいのある人に見やすくわかりやすい情報を提供する。また、音声読み上げ機能やUD（ユニバーサルデザイン）フォント表示機能を持つアプリ「カタログポケット」で、「広報ふくい」のほか、市民生活にとって重要な情報の配信を適時行う。	・左記に同じ	継続		3 手話言語の普及・情報コミュニケーションの推進	① 情報バリアフリーの推進	15	・市の広報紙について、紙面の文字や色彩などに配慮し、障がいのある人に見やすくわかりやすい情報を提供する。また、音声読み上げ機能やUD（ユニバーサルデザイン）フォント表示機能を持つアプリ「カタログポケット」で、「広報ふくい」のほか、市民生活にとって重要な情報の配信を適時行う。
			88	・市からの郵便物に発信元などの点字や拡大文字で表記するなど、視覚障がい者の情報提供支援に取り組む。 ・市からの郵便物に発信元などの点字や拡大文字で表記するなど、視覚障がい者の情報提供支援に取り組む。 ・手話通訳者・要約筆者等の派遣を行い、聴覚障がい者の意思疎通を支援する。 ・障がいや障がい者に対する理解や障がい特性に応じたコミュニケーション等について理解を促進するためにミニ手話講座を開催する。	・左記に同じ	継続				16	・市からの郵便物に発信元などの点字や拡大文字で表記するなど、視覚障がい者の情報提供支援に取り組む。 ・市からの郵便物に発信元などの点字や拡大文字で表記するなど、視覚障がい者の情報提供支援に取り組む。 ・言葉によるコミュニケーション困難者の意思疎通の円滑化を図るため、ボード形式のコミュニケーション支援ツールを活用する。
						新規				17	・会議や協議会等の資料について、視覚障がいのある委員の出席に配慮し、読み上げソフトに対応できるよう電子データ（テキスト形式）を事前に提供するなど、必要な情報取得の手段を講じる。
						新規				18	・市議会一般質問や市長記者会見に、手話通訳と字幕を挿入する。
						新規			② デジタル技術を活用した情報保障（ICTの活用）の推進	19	・手話リンクを市の事務事業に導入し、聞こえない人からの問合せを、電話リレーサービスの手話通訳オペレーターを介して音声電話で受け付ける。 ・手話が必要な人の市窓口での手続きに、遠隔手話通訳サービスの通訳オペレーターを介した支援について検討する。
						新規				20	・自宅に居ながら各種行政手続きができるよう、DX技術を活用した「行かない窓口（行政手続きのオンライン化）」を進める。
						新規				21	・スマートフォンなどの小型端末機器の位置情報システムなど、ICTを活用した見守り体制の有効性について周知し、利用促進を図る。
						新規			③ 手話に関する理解促進及び学習機会の充実	22	・手話通訳者・要約筆者等の派遣を行い、聴覚障がい者の意思疎通を支援する。
						新規				23	・市民・事業者に対し手話ミニ講座を開催し、手話や聴覚障がい者への理解を促進する。
						新規				24	・市民に対して、手話の日（9月23日）を周知する。 ・手話文化（手話及び手話による文学、演劇、伝統芸能、演芸その他の文化的所産）の保存、継承及び発展に努める。
補充2 美さ 毎日の暮らしを支える	推3 進 社会参加の	⑤ 障がい者に関わるボランティアの育成	65	・障がいのある人の社会参加に必要なコミュニケーション支援の充実を図るため、手話奉仕員養成講座を開催し、手話奉仕員を確保する。 ・音訳・点訳ボランティア養成講座の周知を行い、ボランティアの人材確保を推進する。	・左記に同じ	一部変更（拡充）			④ 意思疎通支援等を担う人材の育成	25	・障がいのある人のコミュニケーションや社会参加に必要な支援の充実を図るため、手話奉仕員養成講座や、その後のフォローアップ講座を開催することで、手話通訳者への切れ目のない育成体制を構築する。 ・要約筆者、音訳・点訳ボランティア養成講座の周知を行い、ボランティアの人材確保を推進する。
ち3 づく 安心して生活できるまち	2 バリアフリーの推進	⑥ 情報バリアフリーの推進	89	・図書館において、点字図書、大活字図書、布絵本、マルチメディアデージー等の障害者向けの資料の増加に取り組む。	・図書館において、点字図書、大活字図書、フェルトで作られた布の絵本、マルチメディアデージー等の資料を積極的に収集する。 ・読書をサポートする道具であるリーディングトラッカーや拡大読書器及び音声読み上げ器が図書館で活用できることを周知するための行事を実施する。	一部変更（拡充）			⑤ 読書バリアフリーの充実	26	・読書バリアフリー法の趣旨を踏まえ、だれもが読書による文字・活字文化の恩恵を受けられるよう、読書環境の充実、利便性の向上を図る。 ・だれもが円滑に図書館を利用できるよう、設備・機器の更新などに、継続して取り組む。 ・読書をサポートする機器の周知に努める。 ・視覚障がい者等も利用しやすいアクセシブルな書籍の拡充を図り、個人の特性に応じた読書推進と情報保障に努める。 ・特別支援学校（学級）に対する絵本の読み聞かせを実施する。 ・紙書籍との特性の違いを踏まえ、インターネットを利用したサービスなど様々な媒体の読書について周知、拡充を図る。

◎第4次▶第5次 取組対照表（施策の方向2）

第4次基本計画に掲載の関連取組（計画期間：令和3年度～8年度）						方向性	施策の方向	個別施策	施策	施策通しNo.	第5次基本計画に掲載の関連取組（計画期間：令和9～14年度）	
施策の方向	個別施策	施策	施策通しNo.	計画	令和8年度の実施内容（予定）						計画	
2 毎日の暮らしを充実させるための支援	1 雇用・就労の促進	① 就労支援体制の整備	41	自立支援協議会の就労支援部会において、就労支援事業所や関係機関とともに課題を協議し、障がい者の就労支援の連携体制を強化する。	・ 左に同じ	継続	2 毎日の暮らしを充実させ、自分らしく活躍できるための支援	1 雇用・就労の促進	① 就労支援体制の整備	27	自立支援協議会の就労支援部会において、就労支援事業所や関係機関とともに課題を協議し、障がい者の就労支援の連携体制を強化する。	
		④ 発達障がい者の就労の促進	35	・ 障がい者等が就労の適性を知る機会を提供するとともに、企業の障がい者等の雇用の理解を深めるため、障がい者等が一般企業で短期の就労を体験する参加支援事業を実施し、障がい者等の一般就労を促進する。	・ 左に同じ	継続			② 一般就労の促進	28	・ 障がい者等が就労の適性を知る機会を提供するとともに、企業の障がい者等の雇用の理解を深めるため、障がい者等が一般企業で短期の就労を体験できる機会を提供する。	
		② 一般就労の促進	42	・ 引き続き雇用調整員2名を障がい福祉課に配置し、相談支援、企業とのマッチング、定着支援を実施する。 ・ 障がい者等が就労の適正を知る機会を提供するとともに、企業の障がい者雇用の理解を深めるため、障がい者が一般企業で短期の就労を体験する参加支援事業を実施することで、障がい者等の一般就労を促進する。	・ 引き続き雇用調整員2名を障がい福祉課に配置し、相談支援、企業とのマッチング、定着支援を実施する。 ・ 障がい者等が就労の適正を知る機会を提供するとともに、企業の障がい者雇用の理解を深めるため、障がい者が一般企業で短期の就労を体験する参加支援事業を実施することで、障がい者等の一般就労を促進する。	継続				29	・ 障がい者等が就労の適正を知る機会を提供するとともに、企業の障がい者雇用の理解を深めるため、障がい者が一般企業で短期の就労を体験できる機会を提供する。	
				・ 障がい者向け就職支援セミナーを開催。 〔開催日〕ハローワークが開催する「障害者と企業との就職面接会」の開催時期に合わせ、9月～10月に、出前形式および共通会場で開催予定 〔定 員〕10名×3回程度 〔内 容〕自己分析、履歴書や職務経歴書の作成、個別カウンセリング、模擬面接等を実施	・ 障がい者向け就職支援セミナーを開催。 〔開催日〕ハローワークが開催する「障害者と企業との就職面接会」の開催時期に合わせ、9月～10月に、出前形式および共通会場で開催予定 〔定 員〕10名×2回程度 〔内 容〕自己分析、履歴書や職務経歴書の作成、個別カウンセリング、模擬面接等を実施	一部変更（縮小）					障がい者向け就職支援セミナーの開催 〔開催時期〕9月～10月 〔回数〕2回 〔内容〕 ・ 自己分析、履歴書や職務経歴書の作成、個別カウンセリング、模擬面接等を実施 ・ セミナー終了後から年度末を就職活動のフォローアップ期間とし、就職活動や職場定着を支援する。	
		③ 就労関係機関との連携	44	ハローワークや障害者就業・生活支援センター、障害者職業センター等の関係機関と連携し、一般就労の促進に取り組む。	ハローワークや障害者就業・生活支援センター、障害者職業センター等の関係機関と連携し、一般就労の促進に取り組む。	継続			③ 就労関係機関との連携	31	ハローワークや障害者就業・生活支援センター、障害者職業センター等の関係機関と連携し、一般就労の促進に取り組む。	
		④ 雇用・就労に関する情報提供の充実	45	・ 雇用調整員が、随時ハローワークの求人情報等を調査し、一般就労を希望する障がい者等や相談支援事業所等へ情報提供や調整を行う。 ・ 就労支援事業所等合同説明会を開催し、就労支援事業所やハローワーク等と個別相談できる機会を提供する。	・ 雇用調整員が、随時ハローワークの求人情報等を調査し、一般就労を希望する障がい者等や相談支援事業所等へ情報提供や調整を行う。 ・ 就労支援事業所等合同説明会を開催し、就労支援事業所やハローワーク等と個別相談できる機会を提供する。	継続			④ 雇用・就労に関する情報提供の充実	32	・ 就労支援事業所等合同説明会を開催し、就労支援事業所やハローワーク等と個別相談できる機会を提供する。 ・ 県、労働局開催の商談会について就労支援部会の中でも情報を共有し、周知啓発を図る。	
		⑤ 就労系サービスの利用促進	46	・ 前年度に引き続き、適正なサービス提供を行う。 ・ 就労系サービス事業所の情報を掲載した就労支援ガイドブックを更新し、周知を行う。	・ 前年度に引き続き、適正なサービス提供を行う。 ・ 就労系サービス事業所の情報を掲載した就労支援ガイドブックを更新し、周知を行う。	継続			⑤ 就労系サービスの利用促進	33	・ 就労系サービス事業所の情報を掲載した就労支援ガイドブックを更新し、周知を行う。	
		⑥ 障がい者雇用の理解促進	47	・ 9月の障害者雇用支援月間に合わせて、啓発イベントを開催。 ・ 「障がい者雇用パネル展」を開催。 ・ 「ふくい障がい者ワークフェア」を開催。 ・ 「ふくい障害者雇用推進セミナー」を開催。	・ 9月の障害者雇用支援月間に合わせて、啓発イベントを開催。 ・ 「障がい者雇用パネル展」を開催。 ・ 「ふくい障がい者ワークフェア」を開催。 ・ 「ふくい障害者雇用推進セミナー」を開催。	継続			⑥ 障がい者雇用の理解促進	34	【ふくい障がい者ワークフェア】 実施時期：9月 場所：ショッピングシティ・ベル 【障がい者雇用パネル展】 ワークフェアと同時開催、ほかに別会場にて9月に開催 【ふくい障害者雇用推進セミナー】 実施時期：9月 場所：福井県自治会館など	
		⑦ 企業への支援	48	・ 雇用の促進と雇用期間の延長を図ることを目的に、国の特定求職者雇用開発助成金の受給後も、引き続きその障がい者又は発達障がい者を1年以上雇用継続する事業主に対し、雇用奨励金を支給する。 ■交付額 支給対象期間に支払った賃金の5分の1に相当する額（短時間労働者以外：限度額204,000円/短時間労働者：136,000円） ■支給見込み件数 7件 ※8年度の上半期で、全支給対象者の期間が満了し、事業が終了 ・ 中小企業雇用促進相談員が市内中小企業を訪問し、障がい者の雇用に関する各種支援制度について、リーフレット等で周知を図り利用を促進する。	・ 雇用の促進と雇用期間の延長を図ることを目的に、国の特定求職者雇用開発助成金の受給後も、引き続きその障がい者又は発達障がい者を1年以上雇用継続する事業主に対し、雇用奨励金を支給する。 ■交付額 支給対象期間に支払った賃金の5分の1に相当する額（短時間労働者以外：限度額204,000円/短時間労働者：136,000円） ■支給見込み件数 7件 ※8年度の上半期で、全支給対象者の期間が満了し、事業が終了 ・ 中小企業雇用促進相談員が市内中小企業を訪問し、障がい者の雇用に関する各種支援制度について、リーフレット等で周知を図り利用を促進する。	一部変更（縮小）			⑦ 企業への支援	35	・ 中小企業雇用促進相談員が市内中小企業を訪問し、障がい者の雇用に関する各種支援制度について、リーフレット等で周知を図り利用を促進する。	
		⑧ 障がい者就労支援施設からの優先調達の推進	49	・ 障がい者就労施設等からの優先調達推進のため、庁内全所属に「優先調達推進職員」を配置する。 ・ コロナ渦での就労施設等の活動制限による販売拡大のためR3.10月からパン、お菓子を毎週火曜日に販売する。 ・ 福井県セルブが主催する障がい者就労施設等で作られた弁当、パン、小物等を年7回開催する。 ・ 市役所売店にて障がい者就労施設等で作られたパン等を販売する。	・ 障がい者就労施設等からの優先調達推進のため、庁内全所属に「優先調達推進職員」を配置する。 ・ 市民ホールにおいて、障がい者就労施設等で作られたパンやお菓子販売する「ふくしぱんしゅつぷ」を、毎週火曜日に開催する。 ・ 福井県セルブが主催する障がい者就労施設等で作られた弁当、パン、小物等を年8回開催する。 ・ 市役所売店にて障がい者就労施設等で作られたパン等を販売する。	継続			⑧ 障がい者就労支援施設からの優先調達の推進	36	・ 障害者就労施設等で生産された商品や役務の発注に努め、販路拡大を支援する。 （優先調達員の配置、優先調達の啓発、事務事業における優先調達の推進等） ・ 障害者就労施設等で作られた製品を紹介・販売する「セルフフェア」等の開催を継続し、販路拡大や工賃向上を支援する。	

◎第4次▶第5次 取組対照表（施策の方向2）

第4次基本計画に掲載の関連取組（計画期間：令和3年度～8年度）						方向性	施策の方向	個別施策	施策	施策通しNo.	第5次基本計画に掲載の関連取組（計画期間：令和9～14年度）	
施策の方向	個別施策	施策	施策通しNo.	計画	令和8年度の実施内容（予定）						計画	
	3 社会参加の推進	⑨ 公的機関における障がい者の雇用促進	50	正規、非正規職員に関わらず、継続して障がい者の雇用促進を図り、法定雇用率の達成を維持するとともに、障がい者に対する理解を深めるための機会創出に努める。 ■正規職員 障がい者を対象とした特別枠の採用試験を継続して実施し、若干名を採用。 ■非正規職員 障がい者の就業支援オフィスを庁内に立上げ、障がい者の一般就労の増進や障がいへの理解促進を図るとともに、ハローワークにおける障がい者専用求人での募集を継続して行う。	正規、非正規職員に関わらず、継続して障がい者の雇用促進を図り、法定雇用率の達成を維持するとともに、障がい者に対する理解を深めるための機会創出に努める。 ■正規職員 障がい者を対象とした特別枠の採用試験を継続して実施し、若干名を採用。 ■非正規職員 ハローワークにおける障がい者専用求人での募集を継続して行うとともに、障がい者職員における就業支援オフィスでの全庁支援を通して、各所属の障がいへの理解促進や障がい者の一般就労への移行に関係所屬と協力して取り組む。	継続			⑨ 公的機関における障がい者の雇用促進	37	正規、非正規職員に関わらず、継続して障がい者の雇用促進を図り、法定雇用率の達成を維持するとともに、障がい者に対する理解を深めるための機会創出に努める。 ■正規職員 障がい者を対象とした特別枠の採用試験を継続して実施し、若干名を採用。 ■非正規職員 ハローワークにおける障がい者専用求人での募集を継続して行う。	
		① 障がい者スポーツの普及・推進	59	・障がい者スポーツへの理解促進と競技人口の増加を図るため、障がいのある人もない人も参加することのできるスポーツイベントを開催する。 ・障がい者対象のスポーツ教室を開催し、障がい者スポーツの普及、推進に取り組む。	・障がい者スポーツ教室の開催（年12回、ちもり体育館） ・福井市長杯卓球/バレー大会の開催（7月11日（土）開催、社会福祉センター2階体育館）	継続			① 障がい者スポーツの普及・推進	38	・障がいのある人もない人も、ともに楽しむことができるスポーツ教室を開催し、障がい者スポーツの普及に取り組む。 ・障がい者スポーツへの理解促進と競技人口の増加を図るため、障がいのある人もない人も参加することのできるスポーツイベントを開催する。	
			60	・ふくい桜マラソン2026大会1.5kmの部において、障がい者（車いす）の方も参加できる部門を設けて実施する。 ・障がいのある方の参加には、引き続きサポートしていく。	・左に同じ	継続				39	・ふくい桜マラソン大会1.5kmの部において、障がい者（車いす）の方も参加できる部門を設けて実施する。 ・障がいのある方の参加には、引き続きサポートしていく。	
		② 文化・芸術活動への支援	61	・障がいのある人が積極的に文化・芸術活動を行えるよう、関係団体と連携し、参加や交流の機会を充実を図る。 ・障がいのある人もない人も一堂に会し、芸術文化祭を通じて交流できる障がい者芸術文化祭を開催する。（令和7年度から開始）	・左に同じ	一部変更（拡充）			② 文化・芸術活動への支援	40	・障がいのある人の芸術文化活動の発表や鑑賞の機会を提供し、共生社会の実現を図るため、障がい者芸術文化祭を開催する。 ・多くの市民が障がい者アートに触れる機会や、障がいの有無に関わらず誰もが交流できる場を創出することで、障がいや障がいのある人への理解促進を図る。	
			62	・福井芸術・文化フォーラムが実施する、障がいのある人をはじめとする多様な立場の市民を対象とする事業に対し、支援を行う。 （令和7年度予算 福井芸術・文化フォーラム補助金（全体額） 11,500千円）	・福井芸術・文化フォーラムは、令和8年度から、障がいのある人をはじめとする多様な立場の市民を対象とする事業を自主事業として実施する。	廃止						
		③ 地域活動参加の推進	63	・障がいのある人の地域活動への参加を促進するため、地域での講演会や研修会等の開催に対し、必要に応じて手話通訳者等・要約筆者等を派遣する。	・左に同じ	継続			③ 地域活動参加の推進	41	・障がいのある人の地域活動への参加を促進するため、地域での講演会や研修会等の開催に対し、必要に応じて手話通訳者等・要約筆者等を派遣する。	
		④ 情報提供の充実	64	令和7年度は3年に1度の更新の年であるため、居宅生活支援部会にて更新を行い、引き続き福井市のホームページに掲載することで、周知を図っていく。	令和8年度は更新の年ではないため、冊子の修正等を行わないが、窓口や電話等で相談があれば、作成した冊子を活用し、情報提供していく。	継続			④ 情報提供の充実	42	・居宅生活支援部会は地域生活支援部会に統合されたため、冊子の更新を担うかについて今後確認を行う。	
		⑤ 障がい者に関わるボランティアの育成	65	・障がいのある人の社会参加に必要なコミュニケーション支援の充実を図るため、手話奉仕員養成講座を開催し、手話奉仕員を確保する。 ・音訳・点訳ボランティア養成講座の周知を行い、ボランティアの人材確保を推進する。	・左に同じ	一部変更（拡充）			⑤ ボランティア活動の推進及び担い手の育成	No.25再掲	・障がいのある人のコミュニケーションや社会参加に必要な支援の充実を図るため、手話奉仕員養成講座や、その後のフォローアップ講座を開催することで、手話通訳者への切れ目のない育成体制を構築する。 ・要約筆者、音訳・点訳ボランティア養成講座の周知を行い、ボランティアの人材確保を推進する。	
		⑥ 市民のボランティア活動の推進	66	・「福井市ボランティアネット」において、ボランティア募集情報、講座・イベント情報を発信するとともに、障がい者支援のためのボランティア活動につなげる講座を実施する。	・左に同じ	継続				43	・市民がボランティア活動へ参加するきっかけづくりを行うため、障がい者支援分野を含むボランティア体験講座を実施する。 ・また、ボランティア活動意欲のある市民がより積極的に活動を行いやすくなるよう、ボランティアを受け入れる施設・団体等を対象とした受入技術を向上させる講座を実施する。 ・あわせて、障がい者支援団体を含む市民活動団体の継続的かつ安定的な活動・運営を支援するため、団体活動の基盤強化を目的とした講座を実施する。	
			67	・教育事業の講座や公民館活動を実施し、地域住民のボランティア参画の促進を行う。	・左に同じ	廃止						
		⑦ 障がい者団体等への支援	68	・障がい者の自立と社会参加を推進する活動を行う6団体に補助金を交付し、当事者自身の活動を支援する。	・左に同じ	継続			⑥ 障がい者団体等への支援	44	・障がいのある人一人ひとりが社会の一員として主体性を発揮し、自らの可能性を最大限に伸ばすとともに、自らの選択に基づき自立した生活を送ることができるよう、当事者団体の活動を支援する。	
		⑧ 外出支援の充実	69	・地域における自立生活や社会参加を促進するため、タクシー利用助成事業及び移動支援事業を継続し、外出を支援する。	・タクシー利用助成事業を継続し、外出を支援する。また、令和7年度に対象者へ実施したアンケート結果をもとに事業内容について検討する。 ・移動支援サービスを継続する。	継続			⑦ 外出支援の充実	45	・地域における自立生活や社会参加を促進するため、タクシー利用助成事業及び移動支援事業を継続し、外出を支援する。	

◎第4次▶第5次 取組対照表（施策の方向2）

第4次基本計画に掲載の関連取組(計画期間:令和3年度～8年度)						方向性	施策の方向	個別施策	施策	施策通しNo.	第5次基本計画に掲載の関連取組(計画期間:令和9～14年度)				
施策の方向	個別施策	施策	施策通しNo.	計画	令和8年度の実施内容(予定)						計画				
	2 日中活動の充実	① 地域での活動の機会の充実	51	・地域活動支援センター事業を4事業所に委託して実施。今後も同様の体制を維持し、個別相談支援や日常生活訓練等の提供を行い、福祉サービスの利用継続が困難な人などの自立のきっかけとなるような支援の充実に努める。 ・日中一時支援事業については、医療ケアが必要な障がい児の受入体制を充実する。	・左に同じ	継続		3 日中活動の充実	① 地域での活動の機会の充実	46	・地域活動支援センター事業を4事業所に委託して実施。今後も同様の体制を維持し、個別相談支援や日常生活訓練等の提供を行い、福祉サービスの利用継続が困難な人などの自立のきっかけとなるような支援の充実に努める。 ・日中一時支援事業については、医療ケアが必要な障がい児の受入体制を充実する。				
		② 障がい児の保育・教育活動の充実	52	・令和6年度と同様の制度で障がいのある児童の受け入れを行う園に対し補助を行う。 ・重度障がい児、中軽度の障がいのある児童が、地域で保育や教育を受けることができるよう、障がいの特性に配慮した受け入れ体制の整備を進める。	・障がいのある児童を受け入れる保育・教育施設に対し必要な支援を行うことで、受入体制の充実を図り、地域において障がいのある児童が安心して保育や教育を受けることができる環境の整備を推進する。	継続			② 障がい児の保育・教育活動の充実	47	・障がいのある児童を受け入れる施設に対し、対象児童数や専任職員の配置状況等に応じて補助を実施し、受入体制の強化を図る。				
			53	障がい児が使用しやすいようにトイレプースの拡張、サポート器具の設置、シャワー施設設置、手摺の設置、階段昇降機の設置改修を行う。	・左に同じ	継続			48	障がい児が使用しやすいようにトイレプースの拡張、サポート器具の設置、シャワー施設設置、手摺の設置、階段昇降機の設置改修を行う。					
			54	・障がい児の小中学校や特別支援学校への入学・進学にあたり、子どもに適した進路が確保されるよう就学相談ガイダンス、就学相談会を実施し、就学前の保護者・園・学校の連携がスムーズにできるよう、支援する。	・障がいのある児童が適切な進路を選択できるよう、就学相談ガイダンスや就学相談会を実施するなど就学前から保護者・園・学校が円滑に連携できる体制を構築する。 ・専門性を有する教員の適正配置について県へ継続して要望するとともに、特別支援学級担当者、通級による指導担当者、支援員への研修を充実させ、学校現場の支援力向上を図る。 ・5歳児健診において関係機関と連携し、就学前からの支援につながる体制整備を進める。	継続			49	・障がいのある児が適切な進路を選択できるよう、就学相談ガイダンスや就学相談会を実施するなど就学前から保護者・園・学校が円滑に連携できる体制を構築する。 ・専門性を有する教員の適正配置について県へ継続して要望するとともに、特別支援学級担当者、通級による指導担当者、支援員への研修等を充実させ、学校現場の支援力向上を図る。 ・5歳児健診において関係機関と連携し、就学前からの支援につながる体制整備を進める。					
		③ 障がい児の日中活動の充実	55	・障がい児の居場所づくりや健全育成を図るため、放課後等デイサービスなどの障害福祉サービスを提供する事業所を指定し、サービス提供体制の充実を図る。	・左に同じ	継続			③ 障がい児の日中活動の充実	50	・市内の児童発達支援センター2か所に地域障がい児支援体制強化事業を委託し、地域における障がい児支援の質の向上や地域のインクルージョンの推進、障がいが疑われることも等ハイリスクなこともと家族への支援を行う。 ・また、事業所間の児童発達支援管理責任者が集まる場を設定し、事業所間のネットワーク構築や研修会を行い、サービスの質の向上に努める。				
			56	・放課後児童クラブでの障がい児の受け入れについて、適切な対応ができるよう、支援員に対する啓発や研修会の実施、福井市学童保育巡回アドバイザーによる巡回支援を行うほか、関係機関との連携を図っていく。	・放課後児童クラブにおける障がい児の受け入れについて、適切な対応が図られるよう、支援員を対象とした啓発や研修会の実施、福井市学童保育巡回アドバイザーによる巡回支援を行うとともに、関係機関との連携を強化する。	継続			51	・放課後児童クラブにおける障がい児の受け入れ体制の充実を図るため、福井市学童保育巡回アドバイザーによる継続的な巡回支援を実施し、現場における助言や課題整理、関係機関との調整を行う。 ・障がいの特性や支援ニーズの多様化に対応できるよう、放課後児童クラブ支援員を対象とした研修や啓発を継続的に実施し、支援に関する知識や対応力の向上を図る。					
		④ 地域活動の情報提供	57	・市のホームページにおいて、地域活動支援センターの紹介を行う。	・左に同じ	継続			④ 地域活動の情報提供	52	・市のホームページにおいて、地域活動支援センターの紹介を行う。				
		⑤ 精神障がい者の退院後支援	58	・措置入院者等のうち退院後支援を実施する必要性が高い人に対し、退院後支援計画を作成し支援を行う。	・左に同じ	継続			⑤ 精神障がい者の退院後支援	53	・措置入院者等のうち退院後支援を実施する必要性が高い人に対し、退院後支援計画を作成し支援を行う。				

◎第4次▶第5次 取組対照表（施策の方向3）

第4次基本計画に掲載の関連取組（計画期間：令和3年度～8年度）						方向性	施策の方向	個別施策	施策	施策通しNo.	第5次基本計画に掲載の関連取組（計画期間：令和9～14年度）
施策の方向	個別施策	施策	施策通しNo.	計画	令和8年度の実施内容（予定）						計画
1 一人ひとりに応じた切れ目のない支援	1 相談支援体制の充実	① 相談支援体制の強化	1	・相談からサービス提供までの支援体制づくりの強化と関係機関相互ネットワークの充実を図る。 ・自立支援協議会の開催 ■全体会 2回 ■運営会議 5回 ■専門部会 各3～4回（居宅生活支援部会・こども部会・就労支援部会・地域移行・地域定着部会） ・相談支援事業者連絡会において、グループスーパービジョン等の事例検討を行い、相談員のスキルアップを図る。 ・専門部会ごとに4つのプランチグループに分かれ、各専門部会での協議内容について共有、意見交換するとともに、地域課題の提起等を行う。	・地域における障がい者等への支援体制に関する課題について、関係機関等が情報を共有し、地域の実情に応じた体制の整備についての協議を行う。 ・自立支援協議会の開催 ■全体会 2回 ■運営会議 5回 ■専門部会 各4回（地域生活支援部会・こども支援部会・就労支援部会・相談支援部会）	継続	3 一人ひとりに応じた切れ目のない支援	1 相談支援体制の充実	① 相談支援体制の充実	54	・地域における障がい者等への支援体制に関する課題について、関係機関等が情報を共有し、地域の実情に応じた体制の整備についての協議を行う。 ・自立支援協議会の開催 ■全体会 2回 ■運営会議 5回 ■専門部会 各4回（地域生活支援部会・こども支援部会・就労支援部会・相談支援部会）
		⑤ 地域における相談支援の充実	5	・保健、医療、福祉、教育、就労等の関係機関との連絡会等開催し、地域における障がい者支援が円滑に進むようネットワークを構築する。	・左に同じ	継続			② 多様な関係機関との連携強化	55	・保健、医療、福祉、教育、就労等の関係機関との連絡会等開催し、地域における障がい者支援が円滑に進むようネットワークを構築する。
		② 基幹相談支援センターにおける相談支援の機能強化	2	・市内の相談支援事業所及び相談支援専門員に対し、訪問等により相談支援の実情を把握し、相談支援専門員に不足している知識や技術のスキルアップのため、研修会を企画・運営し、市全体の相談支援の質の向上を図る。 ・地域移行・地域定着促進のため、障害者支援施設や病院等関係機関の理解を深めることを目的に、地域移行・地域定着に関する広報、普及啓発を行う。 ・権利擁護関係（虐待防止、成年後見制度）の研修会を開催し障害福祉サービス事業所の権利擁護の意識向上を図る。	・左に同じ	継続			③ 相談支援に携わる人材育成や資質向上のための支援の充実	56	・市内の相談支援事業所及び相談支援専門員に対し、訪問等により相談支援の実情を把握し、相談支援専門員に不足している知識や技術のスキルアップのため、研修会を企画・運営し、市全体の相談支援の質の向上を図る。 ・地域移行・地域定着促進のため、障害者支援施設や病院等関係機関の理解を深めることを目的に、地域移行・地域定着に関する広報、普及啓発を行う。 ・権利擁護関係（虐待防止、成年後見制度）の研修会を開催し障害福祉サービス事業所の権利擁護の意識向上を図る。
		③ 相談支援専門員の資質向上	3	・相談支援事業所及び相談支援専門員に対し、訪問等により相談支援の実情を把握し、相談支援専門員に不足している知識や技術のスキルアップのため、研修会を企画・運営し、市全体の相談支援の質の向上を図る。	・左に同じ	継続				57	実情を把握し、相談支援専門員に不足している知識や技術のスキルアップのため、研修会を企画・運営し、市全体の相談支援の質の向上を図る。
		④ サービス等利用計画・障害児支援利用計画の質の向上	4	・市内の相談支援事業所に対して訪問等を行い、専門的な指導・助言を行う。 ・相談支援事業所に対し、人材育成の研修を開催する。 ・相談支援事業所同士の連携強化の取組を実施する。 ・モニタリング結果の検証について協議する。	・左に同じ	継続				58	・市内の相談支援事業所に対して訪問等を行い、専門的な指導・助言を行う。 ・相談支援事業所に対し、人材育成の研修を開催する。 ・相談支援事業所同士の連携強化の取組を実施する。 ・モニタリング結果の検証について協議する。
		⑤ 地域における相談支援の充実	6	・障害者相談員の相談活動に対して、適切な情報の提供や民生委員・児童委員等、社会福祉協議会との連携を図るための支援を行う。	・左に同じ	継続				59	・障害者相談員の相談活動に対して、適切な情報の提供や民生委員・児童委員等、社会福祉協議会との連携を図るための支援を行う。
		⑥ 市相談対応の充実	7	小児慢性特定疾病児童に、特殊寝台や電気式たん吸引器等の日常生活用具の給付を行う。	・左に同じ	継続			④ 相談当事者やその家族に対する支援の充実	60	小児慢性特定疾病児童に、特殊寝台や電気式たん吸引器等の日常生活用具の給付を行う。
			8	・難病の個別相談会は、潰瘍性大腸炎の講演会と同時開催する。 ・小児慢性特定疾病患者の家族等を対象に、ピアカウンセリング（同じ悩みを持つ人同士の支援）と個別相談会を実施する。	・難病の個別相談会は、福井市内でも受給者数の多い疾患に関する講演会と同時開催する。 ・小児慢性特定疾病患者の家族等を対象に、ピアカウンセリング（同じ悩みを持つ人同士の支援）と個別相談会を実施する。	継続				61	・難病患者やその家族等を対象に、講演会と個別の相談会を実施する。 ・小児慢性特定疾病患者の家族等を対象に、ピアカウンセリング（同じ悩みを持つ人同士の支援）と個別相談会を実施する。

◎第4次▶第5次 取組対照表（施策の方向3）

第4次基本計画に掲載の関連取組(計画期間:令和3年度～8年度)												第5次基本計画に掲載の関連取組(計画期間:令和9～14年度)											
施策の方向	個別施策	施策	施策通しNo.	計画	令和8年度の実施内容（予定）	方向性	施策の方向	個別施策	施策	施策通しNo.	計画												
	2 障害福祉サービスの充実	① 地域での居住支援の機能強化	9	・地域生活支援拠点等の機能の充実を図るため、年1回以上運用状況を検証及び検討を行う。	・左に同じ	継続		2 障害福祉サービスの充実	① 地域生活への移行の促進と地域での居住支援の機能強化	62	・地域生活支援拠点等の運用内容等を協議するため、ワーキンググループを設置し、検討を行う。 ・自立支援協議会の地域生活支援部会にて、運用状況について検証・評価を行う。												
		② 障がい児支援の充実	10	・発達障がい相談支援事業所において、発達障がい等の相談に応じる。 ・市内の児童発達支援センター2か所に地域障がい児支援体制強化事業を委託し、地域における障がい児支援の質の向上や地域のインクルージョンの推進、障がいが疑われるこども等ハイリスクなこどもと家族への支援を行う。また、事業所間の児童発達支援管理責任者が集まる場を設定し、事業所間のネットワーク構築や研修会を行い、サービスの質の向上に努める。	・左に同じ	継続			② 障がい児支援の充実	63	・発達障がい相談支援事業所において、発達障がい等の相談に応じる。 ・市内の児童発達支援センター2か所に地域障がい児支援体制強化事業を委託し、地域における障がい児支援の質の向上や地域のインクルージョンの推進、障がいが疑われるこども等ハイリスクなこどもと家族への支援を行う。また、事業所の児童発達支援管理責任者が集まる場を設定し、事業所間のネットワーク構築や研修会を行い、サービスの質の向上に努める。												
		③ 訪問系サービスの充実	11	・障がい者の自立と社会参加を促進するため、必要な障がい福祉サービスを提供する。	・左に同じ	継続			③ 訪問系サービスの充実	64	・障がい者の自立と社会参加を促進するため、必要な障がい福祉サービスを提供する。												
		④ 日中活動系サービスの充実	12	・障がい者の自立と社会参加を促進するため、必要な障がい福祉サービスを提供する。	・左に同じ	継続			④ 日中活動系サービスの充実	65	・障がい者の自立と社会参加を促進するため、必要な障がい福祉サービスを提供する。												
		⑤ 居住系サービスの充実	13	・障がい者の自立と社会参加を促進するため、必要な障がい福祉サービスを提供する。	・左に同じ	継続			⑤ 居住系サービスの充実	66	・障がい者の自立と社会参加を促進するため、必要な障がい福祉サービスを提供する。												
		⑥ 地域生活支援事業の充実	14	「福井地域における精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築推進協議会」を開催し、精神障がい者が、地域の一員として、安心して自分らしい生活ができるよう、本市や近隣自治体における現状や課題の整理、各取組について協議を行います。また、自立支援協議会(地域移行・地域定着部会)とも連携していきます。	・左に同じ	継続			⑥ 地域生活支援事業の充実	67	・「福井地域における精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築推進協議会」を開催し、精神障がい者が、地域の一員として、安心して自分らしい生活ができるよう、本市や近隣自治体における現状や課題の整理、各取組について協議を行う。 ・また、自立支援協議会(地域生活支援事業)とも連携していく。												
		⑦ 補装具等の充実	15	補装具、日常生活支援用具の給付等を行い、軽度・中等度難聴児補聴器購入費の助成を継続します。	・左に同じ	継続			⑦ 補装具等の充実	68	・補装具、日常生活支援用具の給付等を行い、軽度・中等度難聴児補聴器購入費の助成を継続する。												
		⑧ 各種年金・手当等の支給による経済的支援の推進	16	・障害基礎年金の受給申請について関係機関への案内を行うとともに、各種障害手当等の制度を市政広報等で周知し、障がいのある人の生活の安定を図るため、適切に支給する。	・左に同じ	継続			⑧ 各種年金・手当等の支給による経済的支援の推進	69	・障害基礎年金の受給申請について関係機関への案内を行うとともに、各種障害手当等の制度を市政広報等で周知し、障がいのある人の生活の安定を図るため、適切に支給する。												
		⑨ 助成・減免制度の周知と活用促進	17	・自動車税等の減免など、各種制度を「障がい者福祉の手引き」に掲載し、窓口にて周知する。	・左に同じ	継続			⑨ 助成・減免制度の周知と活用促進	70	・自動車税等の減免など、各種制度を「障がい者福祉の手引き」に掲載し、窓口にて周知する。												
⑩ 高齢の障がいのある人への支援							18							・軽度生活援助（えがおでサポート）事業の実施 ・一人暮らし等屋根雪下ろし支援事業の実施	・軽度生活援助（えがおでサポート）事業の実施 日常生活に必要な軽度のサービスを提供することにより、ひとり暮らし等の高齢者が、在宅で安心して自立した生活が送れるよう、 ・買い物、外出援助、屋内掃除、整理整頓、洗濯、ごみの排出、除草等の日常生活における軽作業の支援を実施する。 ・一人暮らし等屋根雪下ろし支援事業の実施	継続	⑩ 高齢の障がいのある人への支援	71	・ひとり暮らし等の高齢者が安心して自立した在宅生活を送るため、日常生活に必要な軽度のサービスを提供する。 ・ひとり暮らし等高齢者世帯など、自力で屋根の雪下ろしが困難な方に対して、地域での雪下ろし作業が円滑に行なわれるよう支援する。				
援3 体災 づ害 く時の 支							⑤ 緊急時の情報手段の利用、登録促進							101	・緊急通報体制整備事業の実施。 ・ひとり暮らし等高齢者の緊急時の早期対応・安否確認を実施する。	緊急通報体制整備事業の実施。 ・ひとり暮らし等高齢者の在宅生活を支えるため、緊急装置の設置または携帯電話の短縮ボタン登録を行い、病気の急変や事故などの緊急事態に備えることで安心した在宅生活を支援する。 ・また、電気のオンオフを感知し、24時間動きがない場合には、親族等でメールで知らせ、早期の状況確認を支援する。	継続	72	・ひとり暮らし等高齢者の安心した在宅生活を支援するため、緊急通報装置の設置や携帯電話の短縮ボタン登録、電気のオンオフを感知して異常を知らせる見守りＩＣＴ機器の設置を行い、緊急時の早期対応に取り組む。				
	2 障害福祉サービスの充実	⑪ 医療的ケア児への支援	19	・福井市医療的ケア児（者）支援推進協議会を開催する。 ・庁内連絡会を開催する。 ・医療的ケア児等コーディネーター連絡会を開催する。 ・災害時における医療的ケア児者の個別支援計画を作成、避難シュミレーションを実施する。	・福井市医療的ケア児（者）支援推進協議会を開催する。 ・庁内連絡会を開催する。 ・医療的ケア児等コーディネーター連絡会を開催する。 ・災害時における医療的ケア児者の個別支援計画を作成、避難シュミレーションを実施する。 ・災害時の安否確認を本格運用に向けて、検討する。	継続			⑪ 医療的ケア児への支援	73	・福井市医療的ケア児（者）支援推進協議会を開催する。 ・庁内連絡会を開催する。 ・医療的ケア児等コーディネーター連絡会を開催する。												
		⑫ 障がい福祉分野におけるＩＣＴの活用	20	・障がい福祉サービス事業所における業務の効率化を図ることで、職員の業務負担を軽減するとともに、質の高い障がい福祉サービスを提供するため、ＩＣＴ機器の導入支援事業を実施する。	・左に同じ	継続			⑫ 障がい福祉分野におけるＩＣＴの活用	74	・ＩＣＴを活用し、オンラインやリモートでの相談など、障害福祉現場の生産性向上の推進を行う。 ※ＩＣＴ機器の導入支援事業については、国「介護テクノロジー補助事業」の今後の動向を見て実施を検討する。												

◎第4次▶第5次 取組対照表（施策の方向3）

第4次基本計画に掲載の関連取組（計画期間：令和3年度～8年度）											第5次基本計画に掲載の関連取組（計画期間：令和9～14年度）	
施策の方向	個別施策	施策	施策通しNo.	計画	令和8年度の実施内容（予定）	方向性	施策の方向	個別施策	施策	施策通しNo.	計画	
	3 保健・医療サービスの充実	① 母子保健事業の推進	21	・「こども家庭センターふくっこ」において、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもに関する相談を受け、相談内容により、適切かつ確実な支援につなぐ。 ・妊娠届出時の全妊婦との面談や来所相談などで、正しい知識や情報を提供するとともに、支援が必要な母子を早期に把握し、保健・福祉・医療等の関係機関と連携した切れ目ない支援を実施する。 ・乳児家庭全戸訪問により、子育て支援の情報提供や養育の相談に応じ、必要な助言を行うとともに、支援につなげる。	・「こども家庭センターふくっこ」において、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもに関する相談を受け、相談内容により、適切かつ確実な支援につなぐ。 ・妊娠届出時の全妊婦との面談や来所相談などで、正しい知識や情報を提供するとともに、支援が必要な母子を早期に把握し、保健・福祉・医療等の関係機関と連携した切れ目ない支援を実施する。 ・乳児家庭全戸訪問により、子育て支援の情報提供や養育に関する相談に対応し、必要な助言や指導を行う。必要時、継続的な支援につなげる。	継続		3 保健・医療サービスの充実	① 母子保健事業の推進	75	・「こども家庭センターふくっこ」において、すべての妊産婦、子育て世帯及びこどもに関する相談を一元的に受け付け、相談内容に応じて、適切かつ確実な支援につなげる。 ・妊娠届出時の面談や相談を通じて、正しい知識や情報を提供するとともに、支援が必要な母子を早期に把握し、保健・福祉・医療等の関係機関と連携した切れ目ない支援を実施する。 ・乳児家庭全戸訪問や乳幼児のいる家庭への訪問を通じて、子育て支援に関する情報提供や養育相談に応じ、必要な助言・指導を行うほか、状況に応じて継続的な支援につなげる。	
		② 健康づくりと疾病の悪化防止の推進	22	健康づくりや生活習慣病予防を目的とした健康教室、健康相談、訪問指導を実施する。 また、健康づくりに積極的に継続して取り組む市民を増やすため、引き続き「スマホde健康ポイント」の普及に努める。	・左に同じ	継続	② 健康づくりと疾病の悪化防止の推進		76	・生活習慣病予防、重症化予防のため引き続き健康教室、健康相談、訪問指導を実施する。 ・また、健康づくりに積極的に継続して取り組む市民を増やすため、引き続き「スマホde健康ポイント」の普及に努める。 ・さらに、健康の保持増進と生活習慣病予防の「減塩」と「プラス1皿の野菜」の啓発のため「ふくふくベジ塩プロジェクト」として減塩などに取り組む事業所等を認定した普及啓発を行う。		
		③ 精神疾患に関する支援の充実	23	健診会場においてストレスチェック票を配布し、自己診断によるストレス度合いの把握と相談機関の周知に努める。 ■ストレスチェック票配布予定数 10,000枚 健康教室等で心の健康に関する普及啓発を行う。 ■健康講座（センター又は地区） 年1回	健診会場においてストレスチェック票を配布し、自己診断によるストレス度合いの把握と相談機関の周知に努める。 ■ストレスチェック票配布予定数 9,500枚 健康教室等で心の健康に関する普及啓発を行う。 ■健康教室（センター又は地区） 年3回以上	継続	③ こころの健康づくりと精神疾患に関する支援の充実		77	・健診会場や働く世代向け出張健康講座でストレスチェック票を配布し、自己診断と専門の相談機関への受診につなげる。 ・今後も幅広い市民への啓発を進め、早期対応につながるような啓発を実施する。		
						新規	78		・誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、保健、医療、福祉、教育、労働、地域等の多分野の関係者により、本市の自殺対策の推進に関する情報を共有し、課題を協議するとともに、関係者の連携を強化して、こころの健康づくりを推進する。			
		③ 精神疾患に関する支援の充実	24	・嘱託精神科医師による定例精神保健相談を実施する。 ・保健師・社会福祉士による精神保健に関する相談を随時行う。 ・精神障がいについての正しい知識の普及や精神障がい者に対する理解を深めるための講演会を年1回開催する。	・左に同じ	継続	79		・嘱託精神科医師による定例精神保健相談を実施する。 ・保健師・社会福祉士による精神保健に関する相談を随時行う。 ・精神障がいについての正しい知識の普及や精神障がい者に対する理解を深めるための講演会を年1回開催する。			
		④ 認知症対策の総合的推進	25	・認知症サポーター養成講座 ・認知症初期集中支援チーム ・認知症地域支援推進事業 機能を強化するため、市直営で5～6名の推進員を配置し、認知症の人とその家族に対する地域での支援体制の構築を図る。	・認知症サポーター養成講座 市内の学校や企業を中心に、若年層および働く世代を含む幅広い世代に対して、認知症サポーター養成講座を積極的に開催し、「新しい認知症観」の普及啓発を強化する。 ・認知症初期集中支援チーム 各包括支援センターおよび認知症地域支援推進員と連携し、医療・介護・福祉の専門職による訪問支援を継続実施することで、早期発見・早期診断につなげる。 ・認知症地域支援推進事業 事業の機能強化を図るため、外部団体に事業を委託するが、市職員も引き続き認知症地域支援推進員としての役割を担い、委託先と連携しながら認知症のある人とその家族を支える地域支援体制の構築を図る。	継続	④ 認知症対策の総合的推進		80	・子どもから高齢者まで幅広い世代に、認知症になってもその人らしく暮らし続けることができるという「新しい認知症観」の普及と理解促進を実施する。 ・認知症のある人の気づきや意思が尊重され、気軽に相談でき、早期の対応につながるるとともに、状態の変化に応じて医療・介護・福祉などのケアを適切に提供できる支援体制の構築を進める。 ・認知症のある人が役割や生きがい、人とのつながりを持ちながら、家族や地域とともに安心して暮らし続けることができるよう地域づくりを進める。		
		⑤ 医療費の助成	26	・心身の障がいの軽減を図るために受けた医療に対し、医療費の自己負担を軽減する。（更生医療、育成医療、精神通院医療） ・重度障害者（児）の医療費等の助成を行い、経済的な負担を軽減します。	・左に同じ		⑤ 医療費の助成		81	・心身の障がいの軽減を図るために受けた医療に対し、医療費の自己負担を軽減する。（更生医療、育成医療、精神通院医療） ・重度障害者（児）の医療費等の助成を行い、経済的な負担を軽減する。		
			27	・子ども医療費、ひとり親家庭等医療費等の助成を行い、経済的な負担を軽減する。 ・未熟児が受けた入院養育の医療に対し、医療費の自己負担額を軽減する。（養育医療）	・左に同じ	継続	82		・子ども医療費、ひとり親家庭等医療費等の助成を行い、保護者等の経済的な負担を軽減する。 ・未熟児が受けた入院養育の医療に対し、医療費の自己負担額を軽減する（養育医療）			
			28	・小児慢性特定疾病医療費助成、特定医療費（指定難病）医療費助成の支給認定申請受付事務を行う。	・左に同じ	継続	83		・小児慢性特定疾病医療費助成、特定医療費（指定難病）医療費助成の支給認定申請受付事務を行う。			
		⑥ 難病患者への支援体制構築	29	・難病対策地域協議会を1回開催し、難病患者への支援体制の整備について協議を行う。	・左に同じ	継続	⑥ 難病患者への支援体制構築		84	・難病対策地域協議会を実施し、難病患者への支援体制の整備について協議を行う。		

◎第4次▶第5次 取組対照表（施策の方向3）

第4次基本計画に掲載の関連取組（計画期間：令和3年度～8年度）						第5次基本計画に掲載の関連取組（計画期間：令和9～14年度）						
施策の方向	個別施策	施策	施策通しNo.	計画	令和8年度の実施内容（予定）	方向性	施策の方向	個別施策	施策	施策通しNo.	計画	
発達障がい児者支援の充実	4	① 早期発見・早期療育体制の充実	30	・1歳6か月児健診・3歳児健診において、発達障がいの疑いのある幼児の早期発見に努める。健診の結果、発達等に関して気がかりがある場合、医療機関の受診、相談会や教室の案内、電話や訪問等での状況確認や指導等を実施するとともに、関係機関と連携した支援を実施する。 ・5歳児（年中児）に対し、5歳児チェックリスト及びリーフレットを送付し、こどもの特性に関する保護者の気づきを促す。保護者が希望する場合は、相談会や医療機関等などの適切な支援につなぐ。	・1歳6か月児健診・3歳児健診において、発達障がいの疑いのある幼児の早期発見に努める。健診の結果、発達等に関して気がかりがある場合、医療機関の受診、相談会や教室の案内、電話や訪問等での状況確認や指導等を実施するとともに、関係機関と連携した支援を実施する。 ・5歳児健診モデル事業の規模を拡大し、本格実施に向けて、実施体制やフォロー体制を整えていく。	継続		4	発達障がい児者支援の充実	① 早期発見・早期療育体制の充実	85	・1歳6か月児及び3歳児健診において、発達上の課題や障がいの疑いのある幼児の早期発見に努め、必要に応じて関係機関と連携した適切な支援につなげる。 ・5歳児健診においては、言語・社会性・行動面などの発達上の課題を早期に把握し、関係機関と連携して適切な支援を行うとともに、本人や保護者が安心して就学を迎えられるよう努める。
		31	・発達障がい相談支援事業所において、早期の相談に応じる。 ・ことばの教室では、ことばや発達が気になる児童とその保護者に対する早期支援を実施するため、指導員を2.5名から3名体制に変更した。また、言語聴覚士による児と保護者への面談及び指導員に対する専門的見地からの指導助言を月1回実施することで、質の高い療育機会の確保と指導員の専門性の向上につなげる。 ・市内の児童発達支援センター2箇所に地域障がい児支援体制強化事業を委託し、地域における障がい児支援の質の向上や地域のインクルージョンの推進、障がいが疑われるこども等ハイレスクなこどもと家族への支援を行う。また、事業所間の児童発達支援管理責任者が集まる場を設定し、事業所間のネットワーク構築や研修会を行い、サービスの質の向上に努める。	・発達障がい相談支援事業所において、早期の相談に応じる。 ・ことばの教室では、引き続き、言語聴覚士による専門的見地からの指導・助言を受けることで、質の高い療育の確保と指導員の専門性の向上を図る。 ・医療機関受診をためらう保護者や、医療機関受診までに待機期間がある保護者に対して、個別事例に応じた指導や療育を実施していくとともに、母子保健と連携しながら、効果的な支援につなげていく。 ・市内の児童発達支援センター2箇所に地域障がい児支援体制強化事業を委託し、地域における障がい児支援の質の向上や地域のインクルージョンの推進、障がいが疑われるこども等ハイレスクなこどもと家族への支援を行う。また、事業所間の児童発達支援管理責任者が集まる場を設定し、事業所間のネットワーク構築や研修会を行い、サービスの質の向上に努める。	継続	86				・ことばの教室や発達相談会等を開催し、保護者への相談・助言を行うとともに、療育・医療機関等関係機関との連携を図り、子どもの発達段階に応じた適切かつ継続的な支援を行う。		
		32	・就学前のこどもの発達に関して専門的な知識および経験をもつ「保育カウンセラー」を公私立保育園・認定こども園・私立幼稚園・地域子育て支援センターに加え、希望のある認可外保育施設にも派遣する。 ・原則年間2回の保育カウンセラーの訪問について、園からの希望や保育カウンセラーの判断等により、3回目の訪問を実施する。 ・障がい児健全育成事業等により、障がいのある児童の受け入れを促進するとともに、保護者や保育者等に対する相談・助言を充実させる。 ・福井市特定教育・保育施設発達相談会で、保護者が医療機関への受診を希望した際の連携体制を整備する。 ・保育士等の資質向上を図り、市全体の障がい児支援の充実につなげるため、保育園・認定こども園等における障がい児保育に関する研修を支援する。 ・保育士等の資質向上を図るため、保育園・認定こども園等における障がい児に関する研修を支援する。 ・研修テーマをメニュー化し、必要に応じて講師の紹介を行うなど、園が研修を受けやすくなるような体制作りを行う。 ・障がい児保育及び家庭支援に関する公開研修園で、引き続き、発達が気になる子とその保護者を対象とした療育教室の取組を実施し、こどもの健やかな育ちに向けた保護者支援を図る。	・就学前のこどもの発達に関して専門的な知識および経験をもつ「保育カウンセラー」を公私立保育園・認定こども園・私立幼稚園・地域子育て支援センターに加え、希望のある認可外保育施設にも派遣する。 ・原則年間2回の保育カウンセラーの訪問について、園からの希望や保育カウンセラーの判断等により、3回目の訪問を実施する。 ・障がい児健全育成事業等により、障がいの児童の受け入れを促進するとともに、保護者や保育者等に対する相談・助言を充実させる。 ・福井市特定教育・保育施設発達相談会で、保護者が医療機関への受診を希望した際の連携体制を整備する。 ・保育士等の資質向上を図り、市全体の障がい児支援の充実につなげるため、保育園・認定こども園等における障がい児に関する研修を支援する。 ・研修テーマをメニュー化し、必要に応じて講師の紹介を行うなど、園が研修を受けやすくなるような体制作りを行う。 ・障がい児保育及び家庭支援に関する公開研修園で、引き続き、発達が気になる子とその保護者を対象とした療育教室の取組を実施し、こどもの健やかな育ちに向けた保護者支援を図る。	継続	② 特性に応じた保育の充実				87	・就学前のこどもの発達に関して専門的な知識および経験をもつ「保育カウンセラー」を公私立保育園・認定こども園・私立幼稚園・地域子育て支援センターに加え、希望のある認可外保育施設にも派遣します。 ・原則年間2回の保育カウンセラーの訪問について、園からの希望や保育カウンセラーの判断等により、3回目の訪問を実施します。 ・福井市特定教育・保育施設発達相談会で、保護者が医療機関への受診を希望した際の連携体制を充実します。 ・保育士等の資質向上を図るため、保育園・認定こども園等における障がい児に関する研修を支援します。	
	③ 学校教育における支援の推進	33	・小・中学校に対して、継続して福祉と教育の連携を促進し、福祉・医療関係者と、教育関係者との情報共有・理解啓発を図り、スムーズな相談体制構築の検討や、合同研修等を実施する。 ・個別的教育支援計画等を活用し、医療や福祉と連携しながら、児童生徒への支援体制を強化する。 ・支援を必要とする児童生徒の学校生活を支援していくため、「いきいきサポーター」、障がい児介助員のべ27名（うち看護師免許あり4名）、代替介助員3名（うち看護師免許あり2名）を小中学校に配置する。 ・医療的ケアの必要な児童生徒に対して、合意形成を図り、必要であれば「看護師資格を有する障がい児介助員」（4名）を配置する。 ・看護師配置、人材不足解消について、こども保育課、障がい福祉課、県医療的ケア児者センターとも連携しながら検討する。	・特別支援教育の充実に向け、教育・福祉・医療の連携を基盤とした支援体制の強化を重点的に進める。 ・学校に対しては、福祉・医療関係者との情報共有や理解啓発を継続的に促進し、スムーズな相談体制の構築に向けた検討を進めるとともに、合同研修等を実施し、多機関連携の実効性を高めていく。 ・個別の指導計画等を積極的に活用し、医療・福祉との連携を図りながら、児童生徒一人ひとりのニーズに応じた支援体制の充実を図る。 ・支援を必要とする児童生徒の学校生活を支援するため、「いきいきサポーター」や「障がい児介助員」の配置と研修体制の充実を図る。 ・医療的ケアが必要な児童生徒については、必要に応じて看護師資格を有する介助員の配置に努めるとともに、看護師の確保や人材不足の解消に向け、関係機関と連携し、持続可能な人材確保策を検討する。 ・専門性を有する教員の適正配置を県に引き続き要望するほか、専門性を有する職員を対象とした研修等を充実させ、現場の支援力向上を図る。	継続	③ 学校教育における支援の推進	88	・特別支援教育の充実を図るため、教育・福祉・医療の合同研修会の開催等により連携強化を図るとともに、学校での福祉・医療関係者との情報共有や理解啓発を促進する。 ・個別的教育支援計画等を活用し、児童生徒一人ひとりのニーズに応じた支援体制を強化する。 ・支援を必要とする児童生徒の学校生活を支援するため、いきいきサポーターや障がい児介助員の配置と研修体制の充実を図る。 ・医療的ケア児への支援として、必要に応じ看護師資格を有する介助員を配置するとともに、関係機関と連携して人材の安定的な確保に取り組む。 ・専門性を有する教員の適正配置を県に要望するほか、専門性を有する職員を対象とした研修等を充実させ、現場の支援力向上を図る。				
	① 就労支援体制の整備	41	自立支援協議会の就労支援部会において、就労支援事業所や関係機関とともに課題を協議し、障がい者の就労支援の連携体制を強化する。	・左に同じ	継続	④ 発達障がい者の就労の促進	No.27再掲	自立支援協議会の就労支援部会において、就労支援事業所や関係機関とともに課題を協議し、障がい者の就労支援の連携体制を強化する。				
	④ 発達障がい者の就労の促進	35	・障がい者等が就労の適性を知る機会を提供するとともに、企業の障がい者等の雇用の理解を深めるため、障がい者等が一般企業で短期の就労を体験する参加支援事業を実施し、障がい者等の一般就労を促進する。	・左に同じ	継続	No.28再掲	・障がい者等が就労の適性を知る機会を提供するとともに、企業の障がい者等の雇用の理解を深めるため、障がい者等が一般企業で短期の就労を体験できる機会を提供します。					
	② 一般就労の促進	42	・引き続き雇用調整員2名を障がい福祉課に配置し、相談支援、企業とのマッチング、定着支援を実施する。 ・障がい者等が就労の適正を知る機会を提供するとともに、企業の障がい者雇用の理解を深めるため、障がい者が一般企業で短期の就労を体験する参加支援事業を実施することで、障がい者等の一般就労を促進する。	・引き続き雇用調整員2名を障がい福祉課に配置し、相談支援、企業とのマッチング、定着支援を実施する。 ・障がい者等が就労の適正を知る機会を提供するとともに、企業の障がい者雇用の理解を深めるため、障がい者が一般企業で短期の就労を体験する参加支援事業を実施することで、障がい者等の一般就労を促進する。	継続	No.29再掲	・障がい者等が就労の適正を知る機会を提供するとともに、企業の障がい者雇用の理解を深めるため、障がい者が一般企業で短期の就労を体験できる機会を提供します。					
	② 一般就労の促進	43	・障がい者向け就職支援セミナーを開催。 【開催日】ハローワークが開催する「障害者と企業との就職面接会」の開催時期に合わせ、9月～10月に、出前形式および一つの会場で開催予定 【定員】10名×3回程度 【内容】自己分析、履歴書や職務経歴書の作成、個別カウンセリング、模擬面接等を実施	・障がい者向け就職支援セミナーを開催。 【開催日】ハローワークが開催する「障害者と企業との就職面接会」の開催時期に合わせ、9月～10月に、出前形式および共通会場で開催予定 【定員】10名×2回程度 【内容】自己分析、履歴書や職務経歴書の作成、個別カウンセリング、模擬面接等を実施	一部変更（縮小）	No.30再掲	障がい者向け就職支援セミナーの開催 【開催時期】9月～10月 【回数】2回 【内容】 ・自己分析、履歴書や職務経歴書の作成、個別カウンセリング、模擬面接等を実施 ・セミナー終了後から年度末を就職活動のフォローアップ期間とし、就職活動や職場定着を支援する。					

- 10 -

◎第4次▶第5次 取組対照表（施策の方向3）

第4次基本計画に掲載の関連取組(計画期間:令和3年度～8年度)						方向性	施策の方向	個別施策	施策	施策通しNo.	第5次基本計画に掲載の関連取組(計画期間:令和9～14年度)
施策の方向	個別施策	施策	施策通しNo.	計画	令和8年度の実施内容（予定）						計画
		③ 就労関係機関との連携	44	ハローワークや障害者就業・生活支援センター、障害者職業センター等の関係機関と連携し、一般就労の促進に取り組む。	ハローワークや障害者就業・生活支援センター、障害者職業センター等の関係機関と連携し、一般就労の促進に取り組む。	継続				No.31再掲	ハローワークや障害者就業・生活支援センター、障害者職業センター等の関係機関と連携し、一般就労の促進に取り組む。
		④ 雇用・就労に関する情報提供の充実	45	・雇用調整員が、随時ハローワークの求人情報等を調査し、一般就労を希望する障がい者等や相談支援事業所等へ情報提供や調整を行う。 ・就労支援事業所等合同説明会を開催し、就労支援事業所やハローワーク等と個別相談できる機会を提供する。	・雇用調整員が、随時ハローワークの求人情報等を調査し、一般就労を希望する障がい者等や相談支援事業所等へ情報提供や調整を行う。 ・就労支援事業所等合同説明会を開催し、就労支援事業所やハローワーク等と個別相談できる機会を提供する。	継続				No.32再掲	・就労支援事業所等合同説明会を開催し、就労支援事業所やハローワーク等と個別相談できる機会を提供する。 ・県、労働局開催の商談会について就労支援部会の中でも情報を共有し、周知啓発を図る。
		⑤ 就労系サービスの利用促進	46	・前年度に引き続き、適正なサービス提供を行う。 ・就労系サービス事業所の情報を掲載した就労支援ガイドブックを更新し、周知を行う。	・前年度に引き続き、適正なサービス提供を行う。 ・就労系サービス事業所の情報を掲載した就労支援ガイドブックを更新し、周知を行う。	継続				No.33再掲	・就労系サービス事業所の情報を掲載した就労支援ガイドブックを更新し、周知を行う。
		④ 発達障がい者の就労の促進	34	・「ふくい障がい者ワークフェア」「ふくい障害者雇用推進セミナー」を行うなど、各種就労支援事業所等と連携した取り組みを行う。	・左に同じ	継続				No.34再掲	【ふくい障がい者ワークフェア】 実施時期：9月 場所：ショッピングシティ・ベル 【障がい者雇用パネル展】 ワークフェアと同時開催、ほかに別会場にて9月に開催 【ふくい障害者雇用推進セミナー】 実施時期：9月 場所：福井県自治会館など

◎第4次▶第5次 取組対照表（施策の方向3）

第4次基本計画に掲載の関連取組（計画期間：令和3年度～8年度）											第5次基本計画に掲載の関連取組（計画期間：令和9～14年度）	
施策の方向	個別施策	施策	施策通しNo.	計画	令和8年度の実施内容（予定）	方向性	施策の方向	個別施策	施策	施策通しNo.	計画	
		⑤ 発達障がい児者の支援体制の強化	36	・ 幼児期・学齢期から青年期まで、発達障がい児一人ひとりに合った切れ目のない支援をつないでいくため、支援ツール「子育てファイルふくいっ子」をホームページ等で周知啓発を継続する。 ・ 庁内各担当部署での「発達障がい児者庁内連絡会」及び医療、保健、福祉、教育、就労等の関係機関での「発達障がい児者専門支援者検討会」を開催し、障がいの特性に応じた相談機能の充実と幼児期から成人期までのライフステージにおいて支援体制を強化する。 ・ 発達障がい相談支援事業所を拠点として、相談、人材育成、周知啓発を継続して行う。 ・ 高校から成人期にかけての切れ目のない支援を協議するために県との連携会議を開催する。	・ 左に同じ	継続			⑤ ライフステージに応じた切れ目のない支援体制の充実	89	・ 幼児期・学齢期から青年期まで、発達障がい児一人ひとりに合った切れ目のない支援をつないでいくため、支援ツール「子育てファイルふくいっ子」をホームページ等で周知啓発を継続する。 ・ 庁内各担当部署での「発達障がい児者庁内連絡会」及び医療、保健、福祉、教育、就労等の関係機関での「発達障がい児者専門支援者検討会」を開催し、障がいの特性に応じた相談機能の充実と幼児期から成人期までのライフステージにおいて支援体制を強化する。 ・ 発達障がい相談支援事業所を拠点として、相談、人材育成、周知啓発を継続して行う。 ・ 高校から成人期にかけての切れ目のない支援を協議するために県との連携会議を開催する。	
		⑥ 発達障がいの理解促進	37	・ 関係機関や関係団体等と協力し、発達障がいや障がい者の理解促進に取り組む。 ・ 発達障がいの特性などについて理解を促進するための講演会を発達障がい啓発週間（4月2日～8日）を中心に開催する。 ・ 発達障がい児がその子に応じた適切な支援が受けられるよう、障害通所支援や教育を中心に支援制度や相談機関・関係機関をまとめたハンドブックを協議会などの意見を参考に検証・更新を行う。	・ 左に同じ	継続			⑥ 発達障がいの理解促進	90	・ 関係機関や関係団体等と協力し、発達障がいや障がい者の理解促進に取り組む。 ・ 発達障がいの特性などについて理解を促進するための講演会を発達障がい啓発週間（4月2日～8日）を中心に開催する。 ・ 発達障がい児がその子に応じた適切な支援が受けられるよう、障害通所支援や教育を中心に支援制度や相談機関・関係機関をまとめたハンドブックを協議会などの意見を参考に検証・更新を行う。	
		⑦ 発達障がいに関する人材育成	38	・ 障がい福祉サービス事業所など関係機関の職員を対象に、特性にあった適切な相談や助言、サービスが提供できるよう、人材育成のための研修を実施する。	・ 障がい福祉サービス事業所など関係機関の職員を対象に、特性にあった適切な相談や助言、サービスが提供できるよう、人材育成のための研修を実施する。	継続			⑦ 発達障がいに関する人材育成	91	・ 障がい福祉サービス事業所など関係機関の職員を対象に、特性にあった適切な相談や助言、サービスが提供できるよう、人材育成のための研修を実施する。	
		⑧ 発達障がい児者へのサービスの提供及び環境整備	39	・ 発達障がい支援の専門的相談機関として、発達障がいに起因するひきこもりの対応を含め、自立に向けた就労の相談まで一貫した支援を行う。 ・ 市のホームページにおいて、地域活動支援センターの紹介を行う。また、「障がい者福祉の手引き」に掲載し、窓口にて周知する。 ・ 障がい児の居場所づくりや健全育成を図るため、放課後等デイサービスなどの提供体制を充実する。 ・ 市内の児童発達支援センター2箇所に地域障がい児支援体制強化事業を委託し、地域における障がい児支援の質の向上や地域のインクルージョンの推進、障がいが疑われることも等ハイリスクなこともと家族への支援を行う。また、事業所間の児童発達支援管理責任者が集まる場を設定し、事業所間のネットワーク構築や研修会を行い、サービスの質の向上に努める。	・ 発達障がい相談支援事業所において、発達障がい等の相談に応じる。 ・ 市内の児童発達支援センター2か所に地域障がい児支援体制強化事業を委託し、地域における障がい児支援の質の向上や地域のインクルージョンの推進、障がいが疑われることも等ハイリスクなこともと家族への支援を行う。また、事業所間の児童発達支援管理責任者が集まる場を設定し、事業所間のネットワーク構築や研修会を行い、サービスの質の向上に努める。	継続			⑧ 発達障がい児者へのサービスの提供及び環境整備	92	・ 発達障がい相談支援事業所において、発達障がい等の相談に応じる。 ・ 市内の児童発達支援センター2か所に地域障がい児支援体制強化事業を委託し、地域における障がい児支援の質の向上や地域のインクルージョンの推進、障がいが疑われることも等ハイリスクなこともと家族への支援を行う。また、事業所間の児童発達支援管理責任者が集まる場を設定し、事業所間のネットワーク構築や研修会を行い、サービスの質の向上に努める。	
			40	・ 図書館において、写真や絵、絵文字、短い言葉などで構成された、文字だけでは内容の理解が難しい人向けのLLブックや、障害のある子どもたちが読むだけでなく触ったり、おもちゃのように楽しんだりすることで発達を促す布絵本などの発達障がい児者向けの資料の増加に取り組む。 また特別支援学校（学級）へ訪問し、読み聞かせ等を行う。	・ フェルトで作られた布の絵本、写真やイラストが中心のLLブックなどの図書を積極的に収集するとともに、点字図書、大活字図書等含め「りんごの棚」に配置する。 ・ 読書をサポートする道具であるリーディングトラッカーや拡大読書器及び音声読み上げ器が活用できることを周知するための行事を実施する。 ・ 特別支援学校（学級）へ訪問し、読み聞かせ等を行う。	継続				93	・ フェルトで作られた布の絵本、LLブック、点字図書、大きい活字の本などを積極的に収集し、障がいの有無に関わらず、読書を楽しむことを目的として設置した「りんごの棚」コーナーの充実を図る。 ・ 読書をサポートする道具であるリーディングトラッカーや拡大読書器及び音声読み上げ器が活用できることを周知するための行事を実施する。 ・ 特別支援学校（学級）に対する絵本の読み聞かせを実施する。	

◎第4次▶第5次 取組対照表（施策の方向4）

第4次基本計画に掲載の関連取組(計画期間:令和3年度～8年度)						方向性	施策の方向	個別施策	施策	施策通しNo.	第5次基本計画に掲載の関連取組(計画期間:令和9～14年度)	
施策の方向	個別施策	施策	施策通しNo.	計画	令和8年度の実施内容（予定）						計画	
3 安心して生活できるまちづくり	2 バリアフリーの推進	① 公共施設等のバリアフリー化の推進	76	・公共施設バリアフリー連絡調整会議を開催し、バリアフリー化に関する課題について情報共有し、庁内の連絡調整体制強化を図る。 ・利用者の多い公共施設を中心に、障がいのある人とともにバリアフリー調査を行い、バリアフリー化の推進に取り組む。	・左に同じ	継続	3 安心して生活できるまちづくり	2 バリアフリーの推進	① 公共施設等のバリアフリー化の推進	94	・「バリアフリー連絡会議」を開催し、公共施設のバリアフリー化の現状や課題、合理的配慮の提供状況等について全庁的に情報共有し、ハード・ソフト両面からバリアフリーを推進する。 ・新設や改修等のあった公共施設を中心に、障がいのある人とともにバリアフリーの現地確認を行い、当事者目線による意見を収集して公共施設のバリアフリー化の推進に役立てる。	
			77	・改修工事で玄関スロープや多目的トイレを設けるなど施設のバリアフリー化を進め、利用者が快適に施設を利用できるよう努める。	・左に同じ	継続				95	・改修工事で玄関スロープや多目的トイレを設けるなど施設のバリアフリー化を進め、利用者が快適に施設を利用できるよう努める。	
			78	・障がい者や高齢者も利用しやすい公園となるよう、新たに整備する（仮称）森田1，5，6，10号公園用地において、バリアフリーに配慮した公園づくりを進める。 ※森田5号公園はR7年度内で整備完了	・障がい者や高齢者も利用しやすい公園となるよう、新たに整備する（仮称）森田1，6，10号公園用地において、バリアフリーに配慮した公園づくりを進める。	一部変更（縮小）				96	・障がい者や高齢者も利用しやすい公園となるよう、市内公園内にある老朽化の進んだ便所等の公園施設において、建て替え・更新と併せたバリアフリー化を進める。	
			79	・障がい児が使用しやすいようにトイレブースの拡張、サポート器具の設置、シャワー施設設置、手摺の設置、階段昇降機の設置改修を行う。	・左に同じ	継続				97	・障がい児が使用しやすいようにトイレブースの拡張、サポート器具の設置、シャワー施設設置、手摺の設置、階段昇降機の設置改修を行う。	
			② 住宅のバリアフリー化の推進	80	・重度障がい者を対象に住改造費用の一部助成を行う。	・左に同じ				継続	98	・重度障がい者を対象に住改造費用の一部助成を行う。
		81		・住まい環境整備支援事業 浴室や廊下等の拡張、洗面台や流し台の取替え、階段昇降機の設置等、介護を要する高齢者が在宅生活を継続出来るよう、整備に要する費用に対し補助金を交付する。	・左に同じ	継続			99	・介護が必要な高齢者が在宅での生活を長く継続できるように、住宅改修を行った場合、その改修に必要な費用の一部を補助する。対象者を精査し、適切に補助金が交付できるように進める。		
		82		・引き続き障がい者や高齢者に配慮した市営住宅の整備を進めていく。	・左に同じ	継続			100	・市営住宅に設置されたエレベーター、スロープ等を適切に維持管理するとともに、住戸内の大規模修繕時の際、浴室やトイレの手すり設置、床の段差解消など障がい者や高齢者に配慮した仕様で整備を進める。		
		③ 歩行空間の整備	83	歩道の段差解消や誘導ブロックの設置により市民が安心して歩けるまちづくりを推進するため、計画的に歩道のバリアフリー化をすすめる。 【歩道の整備延長（累計）】 R7計画：87.0km（+2.0km）	歩道の段差解消や誘導ブロックの設置により市民が安心して歩けるまちづくりを推進するため、計画的に歩道のバリアフリー化をすすめる。 【歩道の整備延長（累計）】 R8計画：88.4km（+2.0km）	道路ビジョンの改定のため保留			③ 歩行空間を含めた移動環境の整備	101	方向性：未定 内容：道路に関するビジョンを改定予定であり、今後、歩行空間の整備等に関係する方向性を決定する。	
		④ 交通事業者への支援	84	・障がい者や高齢者の乗降時の円滑化や安全の向上を図るため、ノンステップバスの導入を支援する。	・導入済みにつき事業完了	継続			④ 交通事業者に対するバリアフリー化の促進及び支援	102	バス事業者に対し、ノンステップバスの導入も含め、バスの運行維持を支援します。	
		⑤ 福井県福祉のまちづくり条例や法令に基づく指導	85	不特定多数が利用する一定規模の新築建物については、福井県福祉のまちづくり条例に基づき、建築主に対する指導助言を行う。	・左に同じ	継続			⑤ 福井県福祉のまちづくり条例や法令に基づく指導	103	・不特定多数が利用する一定規模の新築建物については、バリアフリー法や福井県福祉のまちづくり条例に基づき、建築主に対する指導助言を行う。	
			86	不特定多数が利用する一定規模の新築建物については、福井県福祉のまちづくり条例に基づき、建築主に対する指導助言を行う。	・左に同じ	継続				104	福井県福祉のまちづくり条例に基づき、不特定多数が利用する一定規模の新築建物の審査及び建築主に対する指導助言を行う。	
		① 障がい等の理解の促進	70	・市の広報紙やホームページをはじめ、障がい福祉団体や障害福祉サービス事業所の機関紙等による広報啓発活動を継続し、障がいや障がい者に対する市民の理解を促進する。 ・視覚障がい者誘導ブロックや障がい者用駐車スペース、障がい者用のマーク等の周知を図り、障がいや障がい者への必要な配慮についての理解を促進する。 ・国や県などの啓発パンフレットを活用し、障がいや障がい者への理解を促進する。 ・日常における必要な支援等をお願いするときに使用するヘルプマーク、ヘルプカードの普及を図る。	・左に同じ	継続			⑥ 障がい等への理解（心のバリアフリー）の促進	No.1再掲	・市の広報紙やホームページをはじめ、障がい福祉団体や障害福祉サービス事業所の機関紙等による広報啓発活動を継続し、障がいや障がい者に対する市民の理解を促進する。 ・視覚障がい者誘導ブロックや障がい者用駐車スペース、障がい者用のマーク等の周知を図り、障がいや障がい者への必要な配慮についての理解を促進する。 ・国や県などの啓発パンフレットを活用し、障がいや障がい者への理解を促進する。 ・日常における必要な支援等をお願いするときに使用するヘルプマーク、ヘルプカードの普及を図る。	
			71	・精神障がいについての正しい知識の普及や精神障がい者に対する理解を深めるための講演会を年1回開催する。	・左に同じ	継続				No.2再掲	精神障がいについての正しい知識の普及や精神障がい者に対する理解を深めるための講演会を年1回開催する。	
		⑥ 情報バリアフリーの推進	87	・市の広報紙について、紙面の文字や色彩などに配慮し、障がいのある人に見やすくわかりやすい情報を提供する。また、音声読み上げ機能やUD（ユニバーサルデザイン）フォント表示機能を持つアプリ「カタログケット」で、「広報ふくい」のほか、市民生活にとって重要な情報の配信を適時行う。	・左記に同じ	継続			⑦ 情報バリアフリーの推進	No.15再掲	・市の広報紙について、紙面の文字や色彩などに配慮し、障がいのある人に見やすくわかりやすい情報を提供する。また、音声読み上げ機能やUD（ユニバーサルデザイン）フォント表示機能を持つアプリ「カタログケット」で、「広報ふくい」のほか、市民生活にとって重要な情報の配信を適時行う。	

◎第4次▶第5次 取組対照表（施策の方向4）

第4次基本計画に掲載の関連取組(計画期間:令和3年度～8年度)						第5次基本計画に掲載の関連取組(計画期間:令和9～14年度)					
施策の方向	個別施策	施策	施策通しNo.	計画	令和8年度の実施内容（予定）	方向性	施策の方向	個別施策	施策	施策通しNo.	計画
			88	・市からの郵便物に発信元などの点字や拡大文字で表記するなど、視覚障がい者の情報提供支援に取り組む。 ・市からの郵便物に発信元などの点字や拡大文字で表記するなど、視覚障がい者の情報提供支援に取り組む。 ・手話通訳者・要約筆者等の派遣を行い、聴覚障がい者の意思疎通を支援する。 ・障がいや障がい者に対する理解や障がい特性に応じたコミュニケーション等について理解を促進するためにミニ手話講座を開催する。	・左記に同じ	継続				No.16再掲	・市からの郵便物に発信元などの点字や拡大文字で表記するなど、視覚障がい者の情報提供支援に取り組む。 ・市からの郵便物に発信元などの点字や拡大文字で表記するなど、視覚障がい者の情報提供支援に取り組む。 ・言葉によるコミュニケーション困難者の意思疎通の円滑化を図るため、ボード形式のコミュニケーション支援ツールを活用する。
						新規				No.17再掲	・会議や協議会等の資料について、視覚障がいのある委員の出席に配慮し、読み上げソフトに対応できるよう電子データ（テキスト形式）を事前に提供するなど、必要な情報取得の手段を講じる。
						新規				No.18再掲	・市議会一般質問や市長記者会見に、手話通訳と字幕を挿入する。
3 安心して生活できるまちづくり	3 災害時の支援体制づくり	① 避難行動要支援者名簿の作成・活用	90	・同意者名簿の作成及び配付を行う。 ・個別避難計画作成の推進地区を選定し、関係団体と協議を行い地区に合った実施体制を整えた上で、優先度が高い避難行動要支援者の計画作成を進め、また、地域による計画作成を推進する。 ・未同意者に対し、制度の周知と同意確認を行う。 ・同意者名簿掲載者に対して、避難支援等関係者が拡充されたことに対する、同意確認を実施していく	・同意者名簿の作成及び配付を行う。 ・個別避難計画作成の推進地区を選定し、関係団体と協議を行い地区に合った実施体制を整えた上で、優先度が高い避難行動要支援者の計画作成を進め、また、地域による計画作成を推進する。 ・新規の要配慮者に対し、制度の周知と同意確認を行う。 ・推進計画実施後の各地区へのフォローアップ策を検討する。	一部変更（縮小）		2 災害時の支援体制づくり	① 避難行動要支援者名簿の作成・活用	105	・令和8年度で市内全地区での説明会等を終了した。引き続き、作成率の低い地区等を主に説明会や督促を実施し、作成率の向上に努める。
		② 地域での支援体制づくり	91	・地域防災活動促進のため、自主防災組織の設置や各種訓練、啓発活動、防災資機材購入に要する経費を助成する。	・左に同じ	継続			② 地域での支援体制づくり	106	・引き続き、自主防災組織に対する支援を実施していく。 ・併せて、防災士の知見を地区の防災に生かすべく、各地区自主防災組織から当該地区にいる防災士へ、参画を促す施策を実施していく。
			92	・民生児童委員と福祉委員の連携を強化するため、両委員が集まる機会を捉え合同研修会を実施する。	・左に同じ	継続				107	・民生児童委員と福祉委員の連携を強化するため、両委員が集まる機会を捉え合同研修会を実施する。
			93	・地域保健課と協力して災害時の支援計画の作成を進め、災害時の移動や備蓄などの課題に対して協議会で協議を進める。	・左に同じ	継続				108	・地域保健課と協力して災害時の支援計画の作成を進め、災害時の移動や備蓄などの課題に対して協議会で協議を進める。
			94	・災害時個別マニュアルの新規作成、更新を行う。	・難病及び小児慢性特定疾病患者の災害時の支援にあたり、停電発生時に生命に直結する危険がある在宅の方に適切な対応ができるよう、引き続き、災害時個別マニュアルの新規作成、更新を行う。	継続				109	・難病及び小児慢性特定疾病患者の災害時の支援にあたり、停電発生時に生命に直結する危険がある在宅の方に適切な対応ができるよう、災害時個別マニュアルの新規作成、更新を行う。
						新規			③ 医療的ケア児者等への支援体制づくり	110	・医療的ケア児者の把握を進め、災害時の迅速な安否確認を目的とした連絡体制を整備する。（人工呼吸器、気管切開管理、吸引を行う医療的ケア児者を対象とした災害時の支援計画の作成）
		③ 防災訓練の充実	95	・総合防災訓練等の実施にあたっては、訓練項目の中に地域の住民を中心とした避難行動要支援者支援の訓練を取り入れ、支援体制の向上に重点を置いた訓練など、防災訓練の充実に取り組む。 ・福祉避難所と共同での防災訓練を実施する。	・左に同じ	継続			④ 防災訓練の充実	111	・総合防災訓練等の実施にあたっては、訓練項目の中に地域の住民を中心とした避難行動要支援者支援の訓練を取り入れ、支援体制の向上に重点を置いた訓練など、防災訓練の充実に取り組む。 ・福祉避難所と共同での防災訓練を実施する。
			96	・福祉避難所と共同での防災訓練を実施する。	・総合防災訓練の推進地区において、車椅子の身体障がい者の避難を想定した模擬介助・搬送訓練を実施。 ・障害者用防災スカーフとヘルプマークの周知及び配付	継続				112	・福祉避難所と共同での防災訓練を実施する。 (車椅子介助搬送訓練、防災スカーフとヘルプマークの周知及び配付)
		④ 避難所等における支援体制の確立	97	・マンホールトイレの設置し、大型テントや洋式トイレの仕様とする。	・左に同じ	継続			⑤ 避難所等における支援体制の確立	113	・未設置の箇所にに加え、集落排水や合併浄化槽設置校等に対し、マンホールトイレの設置の可否について検討・整備していく。
			98	・障がい福祉課窓口において、福井市避難支援プランを案内する。	・障がい福祉課窓口において、福井市避難支援プランを案内する。	継続				114	・障がい福祉課窓口において、福井市避難支援プランを案内する。
			99	・福祉避難所の新規指定事業所に説明を行う。 ・要配慮者支援班において、過去に協定を締結した各施設と防災訓練を積極的に行う。	・新規の事業所に対して継続的に説明を行い、福祉避難所の役割や協定内容への理解を深めることで、協定締結の促進を図る。 ・あわせて、要配慮者支援班を中心に、締結した各施設と防災訓練を積極的に実施し、運営手順の確認や課題の共有を通じて、実効性のある受入体制の強化を目指す。	継続				115	・協定を締結した施設が災害時に円滑かつ適切に機能するよう、実践的な訓練の実施や必要な資機材の配備など、福祉避難所の運営体制の充実に取り組む。
		⑤ 緊急時の情報手段の利用、登録促進	100	・消防局のXアカウントでNET119を広報し、利用者にわかりやすく、また、気軽に使える環境を打ち出して利用者増に努める。 また、市政広報なども利用し、SNSを利用しない層にも幅広くNET119の利便性を訴えていく。	・SNSやホームページでNET119を広報し、利用者にわかりやすく、また、気軽に使える環境を打ち出して登録者増に努める。	継続			⑤ 緊急時の情報手段の利用、登録促進	116	・市の広報誌を利用するとともに、障がい福祉団体や障害福祉サービス事業所等に機関紙等への掲載を依頼するなど広報啓発を行い、緊急時の通報手段に対する市民の理解を促進し、SNSを利用しない層にも幅広くNET119の利便性を訴えていく。

- 14 -

◎第4次▶第5次 取組対照表（施策の方向4）

第4次基本計画に掲載の関連取組(計画期間:令和3年度～8年度)						方向性	施策の方向	個別施策	施策	施策通しNo.	第5次基本計画に掲載の関連取組(計画期間:令和9～14年度)
施策の方向	個別施策	施策	施策通しNo.	計画	令和8年度の実施内容（予定）						計画
		⑥ 防災意識の向上	102	・出前講座等を通じて、ハンドブックを活用しながら、防災対策や災害時に手助けが必要な方への支援について、周知啓発を行う。	・出前講座等を通じて、ハンドブックを活用しながら、防災対策や災害時に手助けが必要な方への支援について、周知啓発を行う。 ・危機管理課主催の防災フェアの実施。 ・庁内関係所属が開催するイベント等へのブース出展を実施。	継続			⑦ 防災意識の向上	117	・これまでの出前講座に加え、集客施設での防災フェアの開催、関係所属（上下水道、環境等）、民間が開催するイベントでのブース出展を実施し、広範囲への啓発を実施していく。